

官報

号外

平成二十四年四月十二日

○第百八十回 衆議院会議録 第十四号

平成二十四年四月十二日(木曜日)

議事日程 第十号

平成二十四年四月十二日

午後一時開議

第一 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案(武正公一君外五名提出)

○本日の会議に付した案件

北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し発射中止を求める決議案(小平忠正君外十四名提出)

日程第一 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案(武正公一君外五名提出)

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

○太田和美君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

小平忠正君外十四名提出、北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し発射中止を求める決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 太田和美さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し発射中止を求める決議案(小平忠正君外十四名提出)

○議長(横路孝弘君) 北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し発射中止を求める決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。小平忠正君。

北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し発射中止を求める決議案
〔本号末尾に掲載〕

〔小平忠正君登壇〕

○小平忠正君 私は、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、新党きづな、みんなの党、国民新党、新党大地・真民主、たちあがれ日本を代表いたしまして、ただいま議題となりました北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し発射中止を求める決議案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読をもちまして趣旨の説明にかえさせていただきます。

北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し発射中止を求める決議案

去る三月十六日、北朝鮮は四月十二日から十六日の間に人工衛星を打ち上げると発表し、先に合意に至った米朝対話など国際社会の努力に対して逆行する姿勢を頑なにとっている。

北朝鮮は、二〇〇九年四月に人工衛星の打ち上げと称して弾道ミサイルを発射しており、さらに今回、打ち上げが強行されれば、弾道ミサイル計画に関連する全ての活動の停止を規定した国連安保理決議第一六九五号、並びに弾道ミサイルの発射又はその技術を使用した発射の禁止を規定した第一七一八号及び第一八七四号に違反することは明白であり、国際社会の意思を再三無視した暴挙の繰り返しとなる。

人工衛星であれ弾道ミサイルであれ、北朝鮮のかかる行為は、我が国のみならず北東アジア地域の平和と安定を損なう行為として断じて容認できない。本院は、発射予告に対して断固たる抗議を行うとともに、発射の無条件中止を強く求める。

政府は、発射に備えて、国民の生命・財産を守るための万全の体制を構築し、その運用に遺憾なきを期するとともに、米国、中国、韓国をはじめとする国際社会と連携し、北朝鮮に対して発射の中止を求める働き掛けを最後まで継続し、問題の平和的解決が図られるよう努力すべきである。

右決議する。
以上であります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。(拍手)

この際、内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣野田佳彦君。

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇〕

○内閣総理大臣(野田佳彦君) ただいまの御決議に対しまして、所信を申し述べます。

今回、北朝鮮が予告した人工衛星と称するミサイルの発射は、我が国を含む地域の平和と安定を損なう、安全保障上の重大な挑発行為と言わざるを得ません。

また、北朝鮮に対して弾道ミサイル技術を用いたいかなる発射も実施することなどを禁じた国連安保理決議第一六九五号、第一七一八号及び第一八七四号に違反するもので、地域の平和と安定を

損なうおそれがあり、強行されれば遺憾です。
さらに、対話を通じた諸問題の解決に向けた取り組みも後退させかねないと懸念しています。
政府としては、ただいま採択されました御決議の趣旨を体し、北朝鮮が発射を行わないよう、強く自制を求めています。
引き続き、米国及び韓国を初めとする関係国や国際機関と緊密な連携に努め、事態を注視しつつ、冷静かつ適切な対応をとっていきます。
(拍手)

日程第一 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案(武正公一君外五名提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。
委員長長の報告を求めます。郵政改革に関する特別委員長赤松広隆君。

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔赤松広隆君登壇〕

○赤松広隆君 ただいま議題となりました法律案につきまして、郵政改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本案は、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三党により共同提出されたものであり、その主な内容は、
第一に、郵政民営化の目的を改めること、

第二に、現行の五社体制を四社体制に改め、郵便局株式会社の商号を「日本郵便株式会社」に変更し、同社に郵便事業株式会社を合併させること、
第三に、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対し、郵便業務及び貯金・保険の基本的サービス、郵便局において一体的に提供する責務を課すること、
第四に、日本郵政株式会社が保有する、いわゆる金融二社の株式は、その全部を処分することを目指すし、両社の経営状況等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする、
第五に、金融二社に対する新規業務規制は、両社の株式の二分の一以上を処分するまでは、引き続き内閣総理大臣及び総務大臣による認可制を基本とすること、
第六に、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対する情報の公表義務に関する規定の新設、社会・地域貢献基金に係る制度の廃止等を行うこと、
第七に、いわゆる郵政株式処分停止法を廃止すること
であり、

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること、ただし、郵政株式処分停止法の廃止等については、公布の日から施行することとしております。

本案は、三月三十日に提出され、四月三日本委員会に付託され、同月六日提出者から提案理由の説明を聴取し、十日に参考人からの意見聴取及び質疑を行い、昨日、質疑を終局し、討論の後、採

決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時十二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 野田 佳彦君
国 務 大 臣 自見庄三郎君

○議長報告

〔両院協議会請求〕

一、去る五日、本院は、次の内閣提出案につき参議院が否決したので参議院に対して両院協議会を開くことを請求した。
平成二十四年度一般会計予算
平成二十四年度特別会計予算
平成二十四年度政府関係機関予算

〔両院協議会協議委員長副議長互選〕

一、去る五日、協議委員長副議長互選の結果、次のとおり当選した。
平成二十四年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員
議長 中井 治君
副議長 鉢呂 吉雄君

〔両院協議会協議委員選挙通知〕

一、去る五日、鬼塚事務総長から橋本参議院事務総長宛て、本院は、平成二十四年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨通知した。
中井 治君 鉢呂 吉雄君
武正 公一君 笹木 竜三君
西村智奈美君 若泉 征三君
若井 康彦君 松本 大輔君
泉 健太君 中島 正純君

〔通知書受領〕

一、去る五日、橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛て、参議院は平成二十四年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。
磯崎 陽輔君 衛藤 晟一君
世耕 弘成君 伊達 忠一君
中川 雅治君 宮沢 洋一君
山本 一太君 浜田 昌良君
上野ひろし君 井上 哲士君

一、去る五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国民健康保険法の一部を改正する法律

(予算送付及び通知)

一、去る五日、憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となった次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

平成二十四年度一般会計予算

平成二十四年度特別会計予算

平成二十四年度政府関係機関予算

(報告書受領)

一、去る五日、平成二十四年度一般会計予算外二件両院協議会衆議院協議委員議長中井治君から横路議長宛て、両院協議会の成案を得なかつた旨次の報告書を受領した。

平成二十四年度一般会計予算両院協議会報告書

平成二十四年度特別会計予算両院協議会報告書

平成二十四年度政府関係機関予算両院協議会報告書

一、去る六日、内閣から次の報告書を受領した。

自衛隊法第六十二条第五項の規定に基づく平成二十三年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員に準用する同法第二十三条第三項の規定に基づく平成二十三年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告

(要求書取り下げ)
一、去る六日、内閣から、去る三日付をもって要求した日本銀行政策委員会審議委員任命につき本院の同意を求めるの件は取り下げる旨の申し出があった。

(議決通知)

一、去る五日、本院は、人事官に吉田耕三君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る五日、本院は、国地方係争処理委員会委員に小早川光郎君、高橋寿一君、渡井理佳子君、牧原出君及び篠崎由紀子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る五日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に牛丸聡君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(政府特別補佐人承認)

一、昨十一日、横路議長は、野田内閣総理大臣申し出の次の者を、第百八十回国政府特別補佐人とすることを承認した。

人事院総裁 原 恒雄

(議席変更)

一、昨十一日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

三	中島 正純君
四	小林 正枝君
五	田中 康夫君
七	下地 幹郎君
九	宮本 岳志君
一〇	柿澤 未途君
一一	松木けんこう君
一二	松下 忠洋君
一四	高橋千鶴子君
一五	亀井 静香君
一七	吉泉 秀男君
二〇	塩川 鉄也君
二二	浅尾慶一郎君
二三	服部 良一君
二四	三輪 信昭君
二五	赤嶺 政賢君
二八	江田 憲司君
二九	中島 隆利君

(理事補欠選任)

一、昨十一日、国家基本政策委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 鷲尾英一郎君(理事大島敦君去る六日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文部科学委員

辞任

高井 美穂君

三日月大造君

国家基本政策委員

辞任

大島 敦君

山井 和則君

塩谷 立君

予算委員

辞任

西村智奈美君

三日月大造君

懲罰委員

辞任

渡辺 喜美君

塩谷 立君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

黄川田 徹君

補欠

大島 敦君

厚生労働委員

辞任

牧 義夫君

国土交通委員

辞任

田中 康夫君

国家基本政策委員

辞任

大島 敦君

予算委員

辞任

佐々木隆博君

西村智奈美君

熊田 篤嗣君

津島 恭一君

中川 治君

橋本 清仁君

谷田川 元君

柳田 和己君

赤澤 亮正君

徳田 毅君

福井 照君

工藤 仁美君

三村 和也君

横山 北斗君

相原 史乃君

道休誠一郎君

磯谷香代子君

笠原多見子君

近藤 和也君

補欠

西村智奈美君

補欠

下地 幹郎君

補欠

鷲尾英一郎君

補欠

牧 義夫君

補欠

黄川田 徹君

補欠

三村 和也君

高橋 英行君

笠原多見子君

磯谷香代子君

工藤 仁美君

横山 北斗君

丹羽 秀樹君

伊東 良孝君

松浪 健太君

相原 史乃君

松岡 広隆君

近藤 和也君

道休誠一郎君

菅川 洋君

橋本 清仁君

中川 治君

柳田 和己君

菅川 洋君 谷田川 元君
高橋 英行君 津島 恭一君
松岡 広隆君 熊田 篤嗣君
伊東 良孝君 徳田 毅君
丹羽 秀樹君 赤澤 亮正君
松浪 健太君 福井 照君
下地 幹郎君 稲津 久君

国家基本政策委員

辞任

補欠

阿久津幸彦君 竹田 光明君
寺田 学君 岡田 康裕君
本多 平直君 津村 啓介君
三井 辨雄君 山井 和則君
茂木 敏充君 丹羽 秀樹君
渡辺 喜美君 山内 康一君
岡田 康裕君 寺田 学君
竹田 光明君 阿久津幸彦君
津村 啓介君 本多 平直君
山井 和則君 三井 辨雄君
丹羽 秀樹君 茂木 敏充君
山内 康一君 渡辺 喜美君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

西村智奈美君 三日月大造君
三日月大造君 西村智奈美君
科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任

補欠

高井 美穂君 三日月大造君
三日月大造君 高井 美穂君

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

大島 敦君 三日月大造君
三日月大造君 大島 敦君

一、去る九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

西村智奈美君 山本 剛正君
科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任

補欠

高井 美穂君 岡田 康裕君
郵政改革に関する特別委員

辞任

補欠

田中 康夫君 中島 正純君
東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

郵政改革に関する特別委員

辞任

補欠

柿沼 正明君 磯谷香代子君
高橋 英行君 本村賢太郎君
磯谷香代子君 柿沼 正明君
本村賢太郎君 高橋 英行君

一、昨十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

郵政改革に関する特別委員

辞任

補欠

近藤 昭一君 吉川 政重君
橋本 勉君 磯谷香代子君

山岡 達丸君

佐藤 勉君

中屋 大介君

谷 公一君 西村 康徳君

伊東 良孝君 西村 康徳君

磯谷香代子君 伊東 良孝君

笠原多見子君 伊東 良孝君

中屋 大介君 山岡 達丸君

佐藤 勉君 山岡 達丸君

西村 康徳君 橋本 勉君

笠原多見子君 橋本 勉君

等原多見子君 近藤 昭一君

吉川 政重君 谷 公一君

伊東 良孝君 谷 公一君

辞任

補欠

岡本 充功君 橋本 勉君

楠田 大蔵君 中屋 大介君

近藤 昭一君 吉川 政重君

村越 祐民君 村越 祐民君

中野 寛成君 楠田 大蔵君

中野 寛成君 楠田 大蔵君

橋本 勉君 岡本 充功君

近藤 昭一君 近藤 昭一君

吉川 政重君 近藤 昭一君

西村智奈美君 山井 和則君

政治倫理審査会委員

辞任

補欠

一、去る九日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理審査会委員

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る五日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

補欠

岡本 充功君 橋本 勉君

楠田 大蔵君 中屋 大介君

近藤 昭一君 吉川 政重君

村越 祐民君 村越 祐民君

中野 寛成君 楠田 大蔵君

中野 寛成君 楠田 大蔵君

橋本 勉君 岡本 充功君

近藤 昭一君 近藤 昭一君

吉川 政重君 近藤 昭一君

西村智奈美君 山井 和則君

政治倫理審査会委員

辞任

補欠

一、去る五日、橋本参議院事務総長から鬼塚事務

電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院

運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した旨の通知書を受領した。

辞任 大久保 勉君 補欠 江崎 孝君

(両院合同協議会委員外議員辞任)

一、去る九日、議長において、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程第四条により両院合同協議会に出席する議員田中康夫君の辞任を許可した。

(議案提出)

一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を否決した旨の通知書を受領した。

平成二十四年度一般会計予算

平成二十四年度特別会計予算

平成二十四年度政府関係機関予算

一、去る五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国民健康保険法の一部を改正する法律案

(返付議案受領)

一、去る五日、参議院から返付された次の内閣提出案を受領した。

平成二十四年度一般会計予算
平成二十四年度特別会計予算
平成二十四年度政府関係機関予算

(議案通知)

一、去る五日、次の内閣提出案は憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となつた旨参議院に通知した。

平成二十四年度一般会計予算

平成二十四年度特別会計予算

平成二十四年度政府関係機関予算

(質問書提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

先般発生した「爆弾低気圧」に関する質問主意書

(木村太郎君提出)

国道四十一号の整備促進に関する質問主意書

(丹羽秀樹君提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ミャンマーにおける我が国の対応に関する質問主意書

(木村太郎君提出)

年金支給開始年齢の引き上げを見据えた今後の国家公務員制度の在り方に関する質問主意書

(橋慶一郎君提出)

東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する再質問主意書(河野太郎君提出)

東京電力の電力料金引き上げに関する再質問主意書(河野太郎君提出)

電力の自由化に関する再質問主意書(河野太郎君提出)

電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動に関する再質問主意書(河野太郎君提出)

スマートメーターに関する質問主意書(河野太郎君提出)

自主的避難者の現況把握に関する再質問主意書(秋葉賢也君提出)

平成二十四年四月十二日 衆議院会議録第十四号

竹島問題に関連する集会に対する政府の対応等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

特定失踪者にかかわるDNA鑑定問題に関する質問主意書(渡辺義彦君提出)

復興特区に関する質問主意書(馳浩君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

泊原発のストレステストデータ公開基準に関する質問主意書(石川知裕君提出)

理科支援員配置事業における存続の必要性に関する質問主意書(木村太郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員柿澤未途君提出原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言の発出に関する質問に対する答弁書

衆議院議員服部良一君提出原子力発電所の安全に対する認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丹羽秀樹君提出休眠預金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員服部良一君提出原子力防災の見直し、強化等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤澤亮正君提出復興庁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員塩川鉄也君提出八ッ場ダムの検証における治水に関する質問に対する答弁書

平成二十四年三月二十七日提出
質問 第一五五号

原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言の発出に関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

議長報告

原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言の発出に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、内閣総理大臣は、原子力緊急事態の発生を示す事象の報告及び提出があったときは、原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の定めるところにより、直ちに原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示をするものとしている。

原子力災害対策特別措置法第十五条第二項は、内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(以下「原子力緊急事態宣言」という。)をするものとする。

一 緊急事態応急対策を実施すべき区域

二 原子力緊急事態の概要

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体(以下「居住者等」という。)に対し周知させるべき事項と規定している。

また、参議院内閣委員会会議録第一六号昭和四十四年五月八日の田中康民内閣法制局第二部長の答弁によれば公示とは公に知らせること、国民が周知できるように体制に置くこととしている。

そして、中央防災会議の災害時の避難に関する専門調査会第四回参考資料二の指示の定義によれば、「指示は、法令により一定の事項について他の機関又は者に対して統制的な権限を与えられている機関がこれらの機関に対して行うものであるから、その拘束力は、実際的には、指揮又は命令に準ずるものといふことができる。」としている。

このことから指示は、その指示を受領する機関に到達していなければ指示としての効力を発せ

ず、指示を受領する機関が受領した事を確認することをもって指示が完了したと解せられる。

以上を踏まえ、以下質問する。

一 内閣総理大臣に対し、原子力災害対策特別措置法第十五条第一項に基づく原子力緊急事態の発生を示す事象の最初の報告及び提出があった日時はいつか。

二 原子力災害対策特別措置法第十五条第一項に基づく原子力緊急事態の発生を示す事象の報告及び提出を最初に受けた後、内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に基づき、第一号、第二号、第三号の事項を含む原子力緊急事態宣言の公示を行った日時はいつか。

三 原子力災害対策特別措置法第十五条第一項に基づく原子力緊急事態の発生を示す事象の報告及び提出を最初に受けた後、内閣総理大臣が原子力災害対策特別措置法第十五条第三項に基づき、緊急事態応急対策を実施すべき区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示した日時はいつか。

四 原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言の発出の在り方について政府に見解を求める。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一五五号

平成二十四年四月六日

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員柿澤未途君提出原子力災害対策特別

五

措置法に基づく原子力緊急事態宣言の発出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柿澤未途君提出原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言の発出に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会以下「検証委員会」という。が平成二十三年十二月二十六日に取りまとめた「中間報告」（以下「中間報告」という。）によれば、同年三月十一日十七時四十二分頃とされている。

二について

お尋ねについては、中間報告によれば、枝野幸男内閣官房長官（当時）は、平成二十三年三月十一日十九時四十五分頃、記者会見において、原子力緊急事態宣言の発出等を発表したとされている。また、経済産業省原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）は、同日二十時十五分頃から記者会見を行い、原子力緊急事態宣言の具体的な内容の発表をしている。

三について

お尋ねについては、通信に支障が生じたことにより、保安院において、関係地方公共団体に對して連絡することができなかったものであるが、当該指示の内容については、二についてでお示した二つの記者会見において発表している。

四について

中間報告によれば、「正確で最新の情報の入手は、迅速かつ的確な意思決定の前提である。今回、事故発生直後の初期段階では、情報の入

手・伝達ルートが確立されておらず、国民への情報提供という点も含め大きな課題を残した。」とされている。政府としては、その報告内容を真摯に受け止めており、今後、原子力事故が発生した場合の初動において、関係行政機関の長等が内閣総理大臣官邸（以下「官邸」という。）に直ちに参集するとともに、官邸内の事務機能を強化して情報収集の迅速化を図り、原子力緊急事態宣言の発出等について、その方針を迅速に決定し実施する体制を構築することを検討している。また、検証委員会においては、今後、最終報告を取りまとめる方針であると承知しており、こうした報告内容も踏まえつつ、引き続き必要な措置を検討してまいりたい。

平成二十四年三月二十七日提出
質問 第一五 六号

原子力発電所の安全に対する認識等に関する
質問主意書

提出者 服部 良一

原子力発電所の安全に対する認識等に関する
質問主意書

原子力発電所の再稼働問題については、その手続き、判断基準はもちろん、原発の「安全」の定義も未だ不明瞭である。そこで、以下、政府の見解を質問する。

一 大飯原発三・四号機については、原子力安全・保安院によるストレステスト一次評価結果の確認及び原子力安全委員会による妥当性の確認が完了し、再稼働は総理大臣以下四大臣による政治的判断に委ねられたところである。まず、基本的事項につき質問する。

1 総理大臣らの政治的判断とは、何をいかな

る基準によって判断するものであるのか、具体的に示されたい。

2 政府は、原発の安全は専門家が科学的に確認し、地元や広く国民の安心が得られるかどうかを政治的に判断すると説明しているが、再稼働問題に係る説明において政府が用いている「安全」「安心」「科学的」「政治的」という言葉の定義及びこれらの間の関係を明瞭に説明されたい。

3 政府が言うところの「安全」とは「絶対的な安全」であるのか、「相対的な安全」であるのか、政府の「絶対的」及び「相対的」の考え方を示しつつ、立場を明確にされたい。

4 政府は、国会答弁等において、一〇〇％の安全はあり得ないと言明している。その場合には、一定の要件によってリスク・ゼロとみなす等して「安全」の範囲を画することとなると思われるが、政府はどのような立場を取っているのか。そして、それは科学的判断であるのか、政治的判断であるのか、また、そのような「安全」は客観的に定義可能なものであるのか。以上につき、政府の認識を明確に示されたい。

5 政府は、安全については最新の知見に照らして不断の見直しが必要であると答弁してきたが、何を以て最新の知見とし、その時点での安全が確認されたとするのかは不明瞭である。これらに係る判断につき、いかにして科学的合理性を確保するのか、その方策を明らかにされたい。

6 班目春樹原子力安全委員会委員長は、浜岡原発差止め訴訟の証人として静岡地裁に出廷した際に、原発の設計には一定の割切が必要

であるとの証言をした。福島第一原発事故後に、この証言について国会や記者会見の場において質された際には、割切の仕方が適切でなかった等の反省の弁を述べている。政府の認識として、それぞれの発言は科学的言明であるのか、あるいは政治的言明であるのかを明らかにされたい。さらに、以上の班目委員長の見解と比して政府の立場はいかなるものであるのか、4及び5の質問に関連して、政府は「安全」については一定の割切が必要と考えているのかという点を含めて、示されたい。

7 政府は、客観的に科学的真理が存在し、課題はそれを発見し、適切に説明することであるといった本質主義の立場を取っているのか、そうではなく、社会構成主義又は社会構築主義の立場を取っているのか、あるいはこれらの学術用語では定義できない見解を有しているのか、その科学観を明瞭に説明されたい。

8 大飯原発三・四号機ストレステスト一次評価結果の確認作業は、原子力安全・保安院意見聴取会及び原子力安全委員会検討会を中心に行われた。しかし、外部有識者の人選や利益相反問題をはじめ、選任された有識者以外の外部からの意見聴取は保安院ホームページでの受付のみであったこと、一部委員の強い異議に反して保安院意見聴取会の議論が打ち切られたこと、及び、四で指摘する事項や制御棒挿入性評価、機器・構造物の強度評価等の本質的な疑問点が解消していないことなどに照らすと、一連の検討過程が十分なものであったのか疑念が残る。しかるに、科学的合

理性及び合意形成のあり方という両面から政府の見解を示された。

二 福島第一原発事故の検証においては、原子力規制のあり様も重要なテーマとなっており、言うまでもなく原子力安全・保安院及び原子力安全委員会はその中心的な検証対象である。事故の反省故に、政府は環境省に原子力規制庁を設置する等の改革法案を提出したのであるが、これに対しては国会事故調査委員会の黒川清委員長より、「今般の事故を踏まえた行政組織の在り方の見直し」を含め提言を行うことを任務の一つとして「いる同委員会の調査中に政府が法案を決定したことは「理解できません」との厳しい批判声明が発せられている。そこで一の質問を踏まえつつ、以下の点について政府の見解を明らかにされたい。

1 福島第一原発事故後もなお原子力安全・保安院及び原子力安全委員会が原発の安全について科学的その他の判断をする主体足り得ると政府が判断しているのであれば、科学的見地を含め、その根拠を明示されたい。

2 新たな原子力規制機関(政府案では原子力規制庁)が原発の安全確認を行うべきであるとの意見及び新たな原子力規制機関は国会事故調査委員会の結論を待つて設立されるべきであるとの意見について政府はそれぞれどのような見解を有しており、その根拠はいかなるものであるか。

三 原子力安全・保安院及び原子力安全委員会による大飯原発三・四号機ストレステスト一次評価の結果に係り、一次評価の性格及び正当性に関して政府の見解を問う。

1 班目委員長は去る三月二三日の安全委員会

記者ブリーフィング(以下、単に「記者ブリーフィング」という)において、「我々は、安全性の確認を求められているとは思っていません」と発言し、従来よりの見解を繰り返しているが、それでは、ストレステスト一次評価に係り原子力安全委員会が何を確認したのかを端的に説明されたい。

2 二〇一一年七月一日付「我が国原子力発電所の安全性の確認について」では、ストレステスト結果につき、「原子力安全・保安院が確認し、さらに原子力安全委員会がその妥当性を確認する」とされており、同月二一日付原子力安全・保安院の「評価手法及び実施計画」においても「同委員会の確認を求める」とされていたところである。これらの文書においては、安全性そのものについても原子力安全委員会が一定の確認をすることが想定されていたのではないか、政府の明確な説明を求める。

3 記者ブリーフィングにおいて、班目委員長は、「安全性というのは……総合的に見なければいけない」であつて、「それに対して、非常に簡略的な方法で一次評価が出てきた」ので、「二次評価に向けていろいろと意見を付けさせていた」と発言している。これらは、複数のレベルにないは種類の「安全」があることを示唆したものである。さらに班目委員長は、一次評価が簡略の評価であることとに關し、「現実的な評価を是非、お願いしたい」と述べ、その文脈において、「また変な安全神話が生まれかねない」との懸念も表明している。以上に鑑み、今回の一次評価で確認された安全とはいかなるものであるのか、

また、原発再稼働にあつては、ストレステスト二次評価を要することなく安全が確認できるとする科学的根拠は何であるのか、明瞭に説明されたい。

4 班目委員長は記者ブリーフィングにおいて、「安全性の確認」や「再稼働の是非に係る質問に対しては直接的に答えていないが、「総合的安全評価としては、一次評価では不十分であり、「世界的に納得を得られるものではない」ので、「是非今後、二次評価まで含めてやっていただきたい」との見解を表明した。そして、昨年七月六日に安全委員会として「総合的安全評価」を求め、それを受けて保安院から一次評価と二次評価とに分けるとの計画が出てきたのを承したことに付いては、「二次評価まで当然、やってくださいますよ」という前提があり、また「当時はまさかこんなに時間がかかるとは思ってない」から「一次評価というのは、さつとやるので、設計許容値等を判断基準にしますよ、ということでは承してしまつた」と苦言を呈している。この経緯を踏まえると、ストレステスト一次評価及びそれを用いて原発再稼働の判断を行うことの正当性が失われたと考えるべきではないか。

四 大飯原発三・四号機のストレステスト一次評価の結果の内容に係り、以下の点につき説明されたい。

1 原子力安全委員会は、三月二三日付文書(関西電力株式会社大飯発電所3号機及び4号機の安全性に関する総合的評価(一次評価))に関する原子力安全・保安院による確認結果についてをいう。以下同じ)において、「緊急安全対策は、上記(1)炉心損傷に至り得るようなシナリオの発生を防止する効果を持つものではないが、発生した場合には……炉心損傷を回避して安定的な冷却に至る成功パ

スの可能性を高める効果を持つ」としている。原発再稼働にあつては、この水準の安全対策で十分であるとする根拠はいかなるものであるのか。

2 同様に、三月二三日付文書では「シナリオ同定の頑健性」について指摘をしており、「施設の潜在的な脆弱性を把握する際の地震起因シナリオの同定、特に進展速度の速いシナリオのふるい落としにおいては慎重を期すべきである」としている。記者ブリーフィングで班目委員長は、「成功パスをひとつに絞らないで、他のもつと現実的な対策での成功パスみたいなものもちゃんと評価してもらいたい」と解説している。再稼働にあつては複数シナリオの同定をせずに確認された安全で十分であるとする科学的根拠はいかなるものであるのか。

3 前問にも関連するが、福島第一原発事故の検証作業に係り、政府事故調査委員会が中間報告段階であり、国会事故調査委員会の調査開始からは三カ月余りに過ぎず、事故原因究明はまだ途上である。この時点ではなされるストレステストにおいては、福島第一原発事故の原因や実際の事象進展がイベントツリー等に十分に反映されていない懸念が強いが、それにも関わらず、科学的に安全が確認できるとする根拠や合理性はどこにあるのか。

4 大飯原発については耐震バックチェックも

完了していない。政府はその時点での評価を示し、そのことを含めて地元や国民の理解を求めるとしているが、新たな知見が得られる可能性が抽象的、論理的なものに止まっているのではなく、東日本大震災の知見や教訓を踏まえ、現実に調査・検討が開始または再開されていること、特に、若狭湾の津波痕跡の調査や断層の三連動の検討などが進んでいることに鑑みれば、知見追求の具体的な要請があり、かつ新たな知見が得られる一定の蓋然性が存在するのであって、その帰趨を待たずに判断を下すことは合理性に欠け、瑕疵ある判断をもたらす可能性が高いと考える。政府はそれでもなお安全の確認は可能であるとするのか、そうであればその根拠は何であるのか。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一五六号

平成二十四年四月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員服部良一君提出原子力発電所の安全に対する認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員服部良一君提出原子力発電所の安全に対する認識等に関する質問に対する答弁書

一の1及び2並びに三の3及び4について

定期検査で停止中の原子力発電所の安全性については、平成二十三年七月十一日に内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣に

おいて取りまとめた「我が国原子力発電所の安全性の確認について（ストレステストを参考にした安全評価の導入等）」（以下「三大臣取りまとめ」という。）において、安全上重要な施設・機器等が設計上の想定を超える事象に対し、どの程度の安全裕度を有するのかという点について、欧州諸国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続やルールに基づく安全評価（以下「二次評価」という。）を原子力事業者が行い、その評価結果について、経済産業省原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）が確認し、更に内閣府原子力安全委員会（以下「原子力安全委員会」という。）がその確認の妥当性を確認することとなっている。これらの確認を行った上で、定期検査で停止中の原子力発電所の運転再開については、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣（以下「四大臣」という。）が、原子力発電所の運転再開に当たつての安全性に関する判断基準に基づき、地震・津波による全電源喪失という事象の進展を防止するための安全対策が既に講じられていることや、原子力事業者が更なる安全性・信頼性向上のための実施計画を明らかにしていること等について確認した上で、住民の理解や国民の信頼が得られているかという点も踏まえ、その可否を総合的に判断していくこととしている。また、三大臣取りまとめを踏まえ、保安院においては、同月二十一日に、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する評価手法及び実施計画」（以下「実施計画」という。）を取りまとめ、その中で、原子力事業者が定期検査中で起動準備

の整った原子炉に対して一次評価を実施し、保安院がその内容を評価し、当該評価結果については原子力安全委員会に報告し原子力安全委員会の確認を求めることとしているところ、原子力安全委員会においては、同日に、実施計画を妥当と判断している。

他方、三大臣取りまとめにおいて実施することとしている総合的な安全評価（以下「二次評価」という。）は、運転再開の可否とは別に、各原子力発電所の安全性・信頼性の継続的な向上を図るために行われるものであり、班目原子力安全委員会委員長は、こうした観点から、二次評価によって不断の信頼性の向上に取り組むことが重要である旨を発言したものと承知している。

一の3から5まで及び7について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、原子力発電所の安全性については、いわゆる安全神話に陥ることなく、原子力技術に係る新たな研究成果等を踏まえた最新の科学的知見に基づき、不断に向上させるべきものであると考えている。

一の6について

御指摘の証言については、政府が当事者でない訴訟において、当時原子力安全委員会委員長に就いた班目春樹氏が個人としての認識を証言したものであるが、いづれにせよ、原子力発電所の安全性については、いわゆる安全神話に陥ることなく、最新の科学的知見に基づき、不断に向上させるべきものであると考えている。

一の8について

お尋ねについては、保安院において、公開の

会議で外部の専門家の意見を聴きつつ、そこで提起された各論点に対して保安院の考え方を示すことにより、透明性を確保しつつ審査を行い、その上で、保安院において審査結果を取りまとめたものであり、適切な検討過程を経たものと考えている。

二の1について

原子力安全委員会及び保安院は、現行法令下において、原子力の安全の確保について所掌し、そのための組織、人員を確保している。

二の2について

政府としては、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の結果損なわれた我が国の原子力の安全に関する行政に対する内外の信頼を回復し、その機能の強化を図るため、規制と利用の分離及び原子力の安全の確保に関する規制の一元化の観点から環境省に原子力発電所の安全の確保に関する規制等を担う原子力規制庁を設置するほか関係する組織を再編するとともに、原子力の安全の確保に関する規制その他の制度について、最新の知見を踏まえた基準を既設の原子炉施設等にも適用するものとするなど、重大事故対策の強化を図ることその他の所要の措置を速やかに講ずる必要があると考えており、国民の不安を和らげるためにも、一日も早く新たな原子力安全規制制度と防災体制を整えることが急務であると考えている。

三の1について

お尋ねについては、平成二十四年三月二十三日に原子力安全委員会が取りまとめた「関西電力株式会社大飯発電所三号機及び四号機の安全性に関する総合的評価（二次評価）に関する原子力安全・保安院による確認結果について」にお

いて、「自然現象として地震及び津波ならびにそれらの重畳、安全機能の喪失として全交流電源喪失及び最終ヒートシンク喪失を対象とし、これらに起因して炉心(燃料)損傷に至るまでの事象(炉心損傷シナリオ)を同定し、これを対象として裕度を評価していることを、保安院が確認したこと」等について確認しているところである。

三の2について

御指摘の文書においては、まず事業者が評価を行い、その結果について保安院が確認し、更に原子力安全委員会がその妥当性を確認することとされている。

四の1及び2について

定期検査で停止中の原子力発電所の運転再開については、一次評価を事業者が行い、これを保安院が確認し、更に原子力安全委員会がその確認の妥当性を確認した上で四大臣が、住民の理解や国民の信頼が得られているかという点も踏まえ、その可否を総合的に判断していくとしているが、いまだ運転再開の可否を判断しておらず、お尋ねにお答えすることは困難である。

四の3及び4について

保安院が平成二十四年三月二十八日に取りまとめた「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について」等を踏まえると、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の原子炉については、平成二十三年東北地方太平洋沖地震の発生直後において、その安全機能を保持できる状態にあり、津波による全交流電源喪失が事故進展の直接的な原因となったものと推定している。また、これまでに得られた知見に基づき、関西電力株式会社の大飯発電所の三号機及び四号機の各原子炉において、福島第

一原子力発電所を襲ったような設計上の想定を上回る地震や津波が来襲しても、福島第一原子力発電所の事故のような状況に至らせないための対策が講じられていることを確認できると考えており、そのように判断した根拠については、保安院の「関西電力(株)大飯発電所三号機及び四号機の安全性に関する総合的評価(一次評価)に関する審査書」に示しているところである。

なお、大飯発電所の三号機及び四号機については、御指摘の「断層の三連動」を考慮した地震動に対しても、一次評価で確認された安全裕度の範囲内に収まるものと考えているが、仮に御指摘の「耐震バックチェック」により新たな知見が得られた場合には、当該知見を踏まえて対応を検討することとなる。

平成二十四年三月二十八日提出
質問 第一五七号

休眠預金に関する質問主意書

提出者 丹羽 秀樹

休眠預金に関する質問主意書

金融機関の口座に預けられたまま十年以上取引がない休眠預金の活用に関連して、以下三項目にわたり質問する。

一 ゆうちょ銀行における休眠口座の実態について、総務省の見解を伺う。

二 農協における休眠口座の実態について、農林水産省の見解を伺う。

三 休眠預金の資金を公の目的に使用することは、預金者の財産権の侵害に当たり憲法違反とならないか。内閣法制局の見解を伺う。

内閣衆質一八〇第一五七号
平成二十四年四月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員丹羽秀樹君提出休眠預金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員丹羽秀樹君提出休眠預金に関する質問に対する答弁書

一について

株式会社ゆうちょ銀行に現在預け入れられている預金は、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第百七十四条第一項の規定に基づき、同法の施行の時、すなわち平成十九年十月一日に同行が受け入れたものとされた預金及び同行が銀行法昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十八項に規定する銀行業務を開始した日(平成十九年十月一日)以後に預け入れられた預金であり、同日から十年を経過していない現時点において、同行には、いわゆる休眠預金は存在しないものと承知している。

なお、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号。以下「整備法」という。)の施行の際現に存する整備法附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金については、同条の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)に承継されるとともに、整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号。以下「旧郵便貯金法」という。)の規定がなお適用されることとなるため、旧郵便貯金法第四十条の二第一項の規定に基づき、十年間貯金の預入及び払戻し等がない

場合は貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしないこととされた上、その後十年間その貯金の全部払戻しの請求がなく、催告を発した日から二月以内になお貯金の処分の請求がないときは、旧郵便貯金法第二十九条の規定に基づき、その貯金に関する権利は消滅し、当該貯金は、毎事業年度、機構において収益として計上され、独立行政法人通則法平成十一年法律第三十三号)第四十四条第一項の規定に基づき、その他の収益及び費用と合わせて損益計算された上で、積立金として整理され、当該積立金は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第一百一号)第二十五条第三項の規定に基づき国庫に納付されることとなる。

二について

我が国におけるいわゆる休眠預金の現状については、今後、成長ファイナンス推進会議において調査することとしているが、現時点で把握している限りでお答えすると、農業協同組合及び漁業協同組合において利益として計上された休眠預金は、平成二十一年事業年度末は約二十二億円、平成二十二年事業年度末は約二十一億円、平成二十三年事業年度末は約二十四億円であり、払戻しにより損失として計上された休眠預金は、平成二十一年事業年度末は約七億円、平成二十二年事業年度末は約五億円、平成二十三年事業年度末は約六億円であると承知している。

三について

いわゆる休眠預金については、政府として、その活用について、成長ファイナンス推進会議において、御指摘の点も含め、検討を行っているところである。

平成二十四年三月二十九日提出
質問 第一五八号

原子力防災の見直し、強化等に関する質問主意書

提出者 服部 良一

原子力防災の見直し、強化等に関する質問主意書

原子力安全委員会は三月二二日に「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について(中間とりまとめ)(以下、「中間とりまとめ」といふ)をまとめた。福島第一原発事故の反省を踏まえて原子力防災を抜本的に見直し、強化することは当然の要請であり、政府及び関係地方自治体においても必要な取り組みに着手していることと事実である。そこで、原子力防災の見直し、強化に係る取り組みの現状及び見直し等について質問する。

一 政府は、防災指針(原子力安全委員会決定)「原子力施設等の防災対策について」及びこれに代わり法定化が予定されている「原子力災害対策指針」のことをいう。以下、同じ、国の防災基本計画、原子力災害対策マニュアル及び関係行政機関の防災業務計画等を改定する予定であると承知しているが、それぞれにつき、本年四月又は「原子力」の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案が成立し施行される時に改定する内容はいかなるものであるか。前掲法案との関係でそれぞれの改定時期がどうなるのかも併せて示されたい。

二 E P Z(原子力災害対策重点区域)の見直しを

受け、P A Z(予防的防護措置準備区域)及びU P Z(緊急防護措置準備区域)が導入されると承知しているが、以下の点を明らかにされたい。

1 各原発立地点毎のP A Z及びU P Zの線引きについては、どのような手順により、いつ頃設定されることとなるのか。

2 防護措置の発動に必要なE A L(緊急時活動レベル)及びO I L(運用上の介入レベル)などの事項、手順等については、いつ頃に、一に掲げた文書及び政省令の改定が行われることとなるのか。

3 モニタリング、通信をはじめ、防護措置発動を実効的に裏付けるインフラの整備はいつ頃までに完了するのか。

4 1及び2の事項等の決定以前に、防護措置の発動が必要となり得る事態が生じた場合には、いかなる基準及び手続きにより、いかなる防護措置が発動されることとなるのか。また、その際に、移行期であることによる混乱を回避することは可能であるのか。

5 「中間とりまとめ」においては、「ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置」(P P A(ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)の参考値は概ね五〇k m)が検討課題として挙げられているが、一の改定においてどのような取扱いとなるのかを含め、今後、どのように具体化していくのかを示されたい。

三 関係地方自治体は、改正が予定されている原子力災害対策特別措置法(以下、「改正原災法」といふ)の公布後六月以内に、地域防災計画を改定することを求められていると承知しているが、以下の点を明らかにされたい。

1 政府は地域防災計画改定のガイドライン、マニュアル等を準備中であるが、いつ頃関係自治体に提示するのか。

2 現実問題として、改正原災法の施行時期に地域防災計画改定が間に合う見通しが立っているのか。把握できている範囲内で、各自治体の状況を示されたい。

3 地域防災計画の実施に必要な資機材の整備の見直し、及び財政措置、技術支援その他の政府としての対応策を明らかにされたい。

4 避難等の措置を有効に、混乱なく実行するためには、避難道の整備など、原子力防災の範疇だけでは対応できない施策が必要となると思われる。「中間とりまとめ」も指摘しているように、一般災害対応と重なる部分もあり、原子力防災の枠組みを超えた対応が求められる。政府としては財政措置を含めどのように対応していく方針であるのか。

四 「中間とりまとめ」で提起された以下の課題については、どのように具体化していく予定であり、各地域において対応がいつ完了する見通しであるのか。

1 緊急時対応拠点と対策実行拠点の設置など、オフサイトセンターに係る事項。

2 関連法制度の検討を含む、安定ヨウ素剤の予防的服用に係る事項。

3 スクリーニングに係る事項。

4 緊急被ばく医療体制に係る事項。

五 原子力発電所の再稼働問題の要件たる「地元」の理解について、未だ政府は「地元」の範囲を明らかにしていない。一方で、地元の範囲を矮小化し、同意を求めるのは立地自治体あるいは

現行E P Z程度の範囲に止めようとしているのではないかと疑われている。そこで、以下の点につき、政府の認識を問う。

1 現行の防災指針では、E P Zについて十分に安全対策が講じられている原子力施設を対象に、あえて技術的に起こり得ないような事態までを仮定して、さらに、十分な余裕を持って示しているもの」と説明しており、二〇一一年七月二〇日の衆議院東日本大震災復興特別委員会では「過酷事故が起これば、深刻な事故を招く」という潜在的危険性がある」と言明した。改めて、政府として、E P Zの過小設定について反省を示されたい。

2 本年三月二七日に原子力安全委員会事務局が公表した資料においては、E P Zの目安の見直しに係り、同委員会環境管理課都筑課長が「100k m超では対策を要する水準にならないことについて、従来のロジックを踏襲したい」と述べ、同委員会樋口技術参事は「日本では「チェルノブイリ事故」のようなことはあり得ないと言っており、従来のスタンスを踏襲して、これからは基本的に同じスタンスで行く」と述べたことが明らかになった(以上、平成二二年一〇月一二日打合せメモに記載)。同じく、電気事業連合会は平成二三年一月一三日付文書において、「U P Zを10k m以上で設定した場合、その領域内に入る新たな自治体は、現状枠組みの自治体と同等程度の取扱い(交付金・補助金)を要求する可能性がある」「現状枠組み自治体と事業者と同

等程度の関係構築(たとえば、安全協定、要員派遣などの緊急時対応他)を望む可能性がある等の「推定」を示している。三月一五日に同委員会事務局が公表した資料では原子力安全・保安院が圧力をかけたことが明らかにされており、一連の経緯により、P A Z及びU P Zの導入は見送られ、原子力防災を改善する機会が失われた。福島第一原発事故時の防護措置を巡る混乱及び被害拡大に対する政府及び電事連の責任は極めて大きいと考えるが、いかなる認識か。

3 さらに、原子力安全・保安院が公表した「我が国のシビアアクシデント対応の規制上の取扱いについて」では「S A」「シビアアクシデント」を法令により規制することは……既に許認可を受けた原子炉(既存炉)の安全性の優劣に疑義が生じ、基本設計の妥当性が争われる行政訴訟上の問題が生じる可能性がある」と記されている。ようやくシビアアクシデント対策が法定化される見込みとなつてゐるが、政府として、シビアアクシデント対策法定化を先送りしてきたことなどをどのよう

4 一連の経緯からは、過酷事故の影響を試算し、それに照らして防護措置が必要となる範囲を設定するというロジックが顛倒し、財政負担や原発運営への影響を限定的にするためにE P Zを限定し、それを正当化するために事故想定を過少にしたのではないかとこの強い疑義が生じる。シビアアクシデント対策でも同様のロジックの顛倒が強く疑われる。そうであれば従来の延長線上で「地元」の範囲を考

える正当性は全く失われていると考えるべきであり、原子力安全委員会が福島第一原発事故を踏まえて、事故想定を見直し、試算を行つてP A Z、U P Z、P P Aの目安を提示したように、白紙から「地元」の範囲を検討する必要がある。さらに、福島事故の教訓を踏まえれば、過酷事故のシミュレーションを行つて、立地点毎に事故影響の及ぶ範囲を検討し、それを「地元」とすべきである。当該範囲の自治体は事故時に、放射能被害はもちろん、生活や経済活動の制約など甚大な影響を被る可能性がある。一方的に防災対策を講じること求められながら、再稼働を含め原発に係る重要事項に関与できないのは不当である。政府は「地元」がどこであるのかは、一義的に決められないと言うが、最低限U P Zは含めるべきであり、P P Aや過酷事故想定で影響が及び得る範囲の自治体も排除すべきでないと考える。以上を踏まえて、原発再稼働判断に係る「地元」の範囲又はそれを判断する基準若しくは要素に関する政府の見解を示された。

六 現行の原子力防災についてはその前提を含めて瑕疵があり、福島第一原発事故時には混乱と被害の拡大を招いたことに鑑みると、使用済み燃料等のリスクを踏まえ順次対応を進めることは当然としても、原子力防災の見直し、強化が文書上だけでなく、実地に完了することが原発再稼働の最低条件の一つではないか。政府の見解を求める。

内閣衆質一八〇第一五八号
平成二十四年四月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員服部良一君提出原子力防災の見直し、強化等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員服部良一君提出原子力防災の見直し、強化等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「原子力災害対策指針(以下単に「原子力災害対策指針」という。)については、今国会に提出した原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案(以下「法律案」という。)の成立後、速やかに、内閣府原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会が平成二十四年三月二十二日に取りまとめ同委員会に報告した「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について(中間とりまとめ)(以下「中間取りまとめ」という。)を踏まえ、定めることとしてゐる。その上で、御指摘の「防災基本計画、原子力災害対策マニュアル及び関係行政機関の防災業務計画等」(以下「防災基本計画等」という。))については、法律案、原子力災害対策指針、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が平成二十三年十二月二十六日に取りまとめた「中間報告」等を踏まえ修正を行うこととしてゐる。また、これらの内容については現在検討中である。

二の1について

お尋ねについては、中間取りまとめにおいて

示された予防的防護措置を準備する区域(以下「P A Z」という。)や緊急防護措置を準備する区域(以下「U P Z」という。)に関する考え方について、原子力災害対策指針に定め、その上で、防災基本計画等の修正を行った後、関係道府県において、地域防災計画を修正することにより、定められるものと承知している。なお、政府としては、関係道府県におけるP A ZやU P Zの具体的な範囲の検討が円滑に進められるよう、これらの範囲に係る原子力災害対策指針の考え方について、関係道府県に対して説明するとともに、原子力発電所からの放射性物質の拡散シミュレーションを行い、その結果を参考情報としてお示しする予定である。

二の2について

お尋ねについては、法律案の成立後、速やかに進めてまいりたい。

二の3について

お尋ねについて、「実効的に裏付けるインフラ」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、現時点において、平成二十四年度までに順次講ずることとしている措置として、例えば、緊急事態応急対策の拠点となる緊急事態応急対策拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。))等における衛星回線の拡充等の通信体制の強化や関係道府県におけるモニタリングポストの追加整備を行うこととしてゐる。

また、オフサイトセンターの立地を含めた在り方については、中間取りまとめや関係道府県等の意見を踏まえ、可能な限り早期に結論を得るべく検討を進めてまいりたい。

二の4について

お尋ねの場合においては、現行制度の枠組み

で対応することとなるが、P A Z の考え方を踏まえ、直ちに避難に係る指示を行うなど、可能な限りこれらの新たな考え方を取り入れた対応を行ってまいりたい。また、このような対応について、関係道府県に対して説明会等を行うことにより、仮に防護措置が発動されても現場に混乱が生じないよう努めてまいりたい。

二の5について

気体状又は粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団の通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(以下「P P A」という。)については、中間取りまとめにおいて、「今後、・・・具体的な対応を検討していく必要がある。」とされており、法律案の成立後速やかに行うことを予定している原子力災害対策指針の策定及び防災基本計画等の修正においては、P P Aに関する事項を盛り込むことはしていないが、今後、P P Aに関する事項について、可能な限り早期に結論を得るべく検討を進めてまいりたい。

三の1及び2について

お尋ねについて、関係道府県等における地域防災計画の修正に係る状況については把握していないが、当該地域防災計画の検討が円滑に進められるよう、関係道府県等が準備すべき事項等を示したガイドラインやマニュアルを示すこととしている。

三の3について

平成二十四年度においては、原子力施設等の防災対策等に係る交付金を関係道府県に対して交付することとしており、これにより、地域防災計画に沿って、順次、安定ヨウ素剤、防護

服、放射線測定器等の防災資機材の整備等が行われるものと考えている。

また、関係道府県が地域防災計画を修正するために避難シミュレーション等を実施する場合には、独立行政法人原子力安全基盤機構を通じて必要な技術的支援を行うこととしている。

三の4について

お尋ねについては、中間取りまとめにおいて、「原子力災害のうち「公衆の防護」に関する対応については、避難など一般災害対応とも重なる部分がある」とされていることも踏まえ、原子力災害の特殊性を十分考慮した防災対策を検討してまいりたい。

四について

お尋ねの事項については、中間取りまとめにおいて今後検討すべき課題等が示されていることから、これらを踏まえ、可能な限り早期に結論を得るべく検討を進め、その結果を原子力災害対策指針に反映させてまいりたい。

五の1及び2について

お尋ねについては、政府としては、当時、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故のような短時間で事態が進展するシビアアクシデントが起き得ることの認識や国際的な動向を迅速に取り入れる姿勢が欠けていたことなどの問題があったと考えている。このような中で、福島第一原子力発電所の事故が発生し、それにより避難等の措置を講じた地域の範囲がE P Z の範囲を超えたこと等について、真摯に受け止める必要があると考えている。今後は、こうした点を十分に反省し、いわゆる安全神話に陥らず、国際的な原子力規制の動向にも注意を払っていくことが必要と認識している。

五の3について

従来の我が国の原子力安全規制については、お尋ねのシビアアクシデント対策等を含め、国際機関等の動向や研究成果に関する情報を入手し自らの規制活動に活用する努力が十分でなかったこと等の問題があったと考えている。

政府としては、福島第一原子力発電所の事故の反省を踏まえ、シビアアクシデント対策に係る規制を含む法律案を今国会に提出しているところであり、法律案の成立後、当該規制を適切に実施してまいりたい。

五の4及び6について

御指摘の「原子力防災の見直し、強化が文書上だけでなく、実地に完了すること」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、原子力防災対策については、常により高い水準を目指していくことが重要であると考えており、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害対策指針に係る検討を進めるとともに、関係道府県等における地域防災計画の修正を支援するなど、我が国における原子力防災対策の強化に向けた取組を進めているところである。

こうした原子力防災対策の不断の見直しに取り組む一方で、定期検査で停止中の原子力発電所の安全性については、平成二十三年七月十一日に内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣において取りまとめた「我が国原子力発電所の安全性の確保について(ストレステストを参考にした安全評価の導入等)」において、安全上重要な施設・機器等が設計上の想定を超える事象に対し、どの程度の安全裕度を有するのかという点について、欧州各国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続やルールに基づく安全評価を原子力事業者が行

い、その評価結果について、経済産業省原子力安全・保安院が確認し、更に内閣府原子力安全委員会がその確認の妥当性を確認することとなっている。

これらの確認を行った上で、定期検査で停止中の原子力発電所の運転再開については、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣が、住民の理解や国民の信頼が得られているかという点も踏まえ、その可否を総合的に判断していくとしており、お尋ねの「原発再稼働判断に係る「地元」の範囲又はそれを判断する基準若しくは要素」について、具体的にお示しすることは困難であるが、住民の理解や国民の信頼が得られているかの判断に際しては、地方自治体の首長や議会の意見は、有力な根拠になると考えている。

平成二十四年三月二十九日提出
質問 第一五九号

復興庁に関する質問主意書

提出者 赤澤 亮正

復興庁に関する質問主意書

本年二月九日衆議院予算委員会における私の質問に対する平野国務大臣の「責任者については、もちろん、復興局のところには政務官が一人張りつきますし、担当の副大臣がしょっちゅうそちらに行く(中略)責任者については、現地に置くようにしたい」復興局については併任の政務官になりますが、これまでも、岩手県でも、宮城県でも、それから福島県においても、できるだけ現地に置く(中略)まず現地に足を置いて、現地を歩いていただく「事務方の幹部については、これは常駐を原則としております。常駐にします」という答弁

がある。これを踏まえ、以下、質問する。

一 津川大臣政務官、郡大臣政務官、吉田大臣政務官について、復興庁が設置されてから本日まで間に、各政務官が担当する岩手復興局及び青森事務所、宮城復興局等、福島復興局及び茨城事務所以下、復興局等とする。またはその管轄する地域で勤務しなかった日を、日付、総日数、その理由を政務官ごとに明示されたい。

二 「責任者」については、現地に置くようにしたい。「責任者」とは、誰なのか。「政治主導」を謳っている以上、「責任者」は政務三役のいずれかであり、政務三役のいずれかを現地に置くようにしたい」という趣旨の発言であると理解するが、間違いないか。

三 二の「責任者」が復興局等の管轄する地域で勤務しなかった日を、日付、総日数、その理由を明示されたい。

四 「事務方の幹部については、これは常駐を原則としております。常駐にします」「事務方の幹部」とは、誰なのか。該当する人物の氏名、役職を全て明らかにされたい。

五 四に関連し、「常駐にします」の常駐の定義は何か。

六 四の「事務方の幹部」が復興局等の管轄する地域で勤務しなかった日を、日付、総日数、その理由を明示されたい。

七 大臣、副大臣、大臣政務官が現地の復興局等を併任するだけで「常駐」せず、公務員のみを「常駐」とすることは不適切であり、直ちに政務三役のいずれか三人をそれぞれ被災三県のいずれかの常駐とすべきではないか。
右質問する。

内閣衆質一八〇第一五九号
平成二十四年四月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員赤澤亮正君提出復興庁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤澤亮正君提出復興庁に関する質問に対する答弁書

一及び三について

復興庁が設置された平成二十四年二月十日から同年三月二十九日までの間の平日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日以下「祝日法による休日」という。）以外の日をいう。以下同じ。において、お尋ねの各復興大臣政務官が、それぞれ担当する同庁復興局等又はその管轄する地域で勤務しなかった日について、①日付、②総日数、③担当する同局等又はその管轄する地域で勤務しなかった理由をお示しすると、次のとおりである。

津川復興大臣政務官 ①二月十三日、同月十四日、同月十七日、同月二十日、同月二十一日、同月二十七日、同月二十八日、三月五日、同月六日、同月十二日、同月十三日、同月十九日、同月二十六日及び同月二十七日 ②十四日 ③復興庁本庁、国土交通省本省等における用務のため

郡同大臣政務官 ①同月一日、同月八日、同月十五日、同月二十二日及び同月二十九日 ②五日 ③同庁本庁、内閣府本府等における用務のため
吉田同大臣政務官 ①二月十五日、同月二十

日、同月三十一日、三月五日、同月十九日、同月三十一日及び同月二十六日 ②七日 ③同庁本庁、財務省本省等における用務のため

二について

お尋ねの責任者については、復興副大臣又は復興大臣政務官を指しており、いずれかの同副大臣又は同大臣政務官を現地に置くようにしたいという趣旨である。

四について

お尋ねの事務方の幹部については、復興庁復興局長を指しており、同庁岩手復興局長は井上明、同庁宮城復興局長は澤田和宏、同庁福島復興局長は諸橋省明である。

五について

お尋ねの「常駐」については、ある勤務地において専ら勤務することという意味で用いたものである。

六について

復興庁が設置された平成二十四年二月十日から同年三月二十九日までの間の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第六条第一項及び第八条の規定に基づく週休日並びに祝日法による休日以外の日において、お尋ねの事務方の幹部が同庁復興局等又はその管轄する地域で勤務しなかった日はない。

七について

復興大臣、復興副大臣及び復興大臣政務官については、東日本大震災からの復興に関する施策についての政府内の総合調整や国会対応等の用務があることから、現地に常駐する体制とはしていないが、津川同大臣政務官が復興庁岩手復興局及び同庁青森事務所を、郡同大臣政務官

が同庁宮城復興局を、吉田同大臣政務官が同庁福島復興局及び同庁茨城事務所を、それぞれ担当するとともに、同庁岩手復興局長、同庁宮城復興局長及び同庁福島復興局長がそれぞれ現地に常駐する体制とすることにより、地方公共団体の要望等に対して迅速に対応することが可能な国の一元的な窓口としての機能を確保している。なお、津川同大臣政務官は同庁本庁、国土交通省本省等における用務がある日を除き、郡同大臣政務官は同庁本庁、内閣府本府等における用務がある日を除き、吉田同大臣政務官は同庁本庁、財務省本省等における用務がある日を除き、それぞれ平日は現地において勤務している。

平成二十四年三月二十九日提出
質問 第一六〇号

ハッ場ダムの検証における治水に関する質問
主意書

提出者 塩川 鉄也

ハッ場ダムの検証における治水に関する質問主意書

ハッ場ダム建設事業の検証では治水対策の最有力案としてハッ場ダムが選択されたが、その科学的な根拠が明瞭ではない。先に本年三月一日に「国土交通省のハッ場ダム治水効果の検証に関する質問主意書」、三月十二日に「国土交通省のハッ場ダム検証における複数治水対策案に関する質問主意書」を提出し、それぞれ政府から答弁書を得たが、ハッ場ダムの治水の検証の仕組みはいまだに不透明なところがある。国土交通省は、治水の検証に係るデータ及び算定方法を国民に疑問の余

地なく示すべきである。以下、治水の検証において、なお不明な点についてあらためて質問する。

一 ハツ場ダム検証で想定したそれぞれのケースにおける各洪水の各地点の最大流量

先に二つの質問主意書に対する答弁書で流量の計算結果がいくつか示されたが、断片的であるので、治水の検証の全体像が不明なままである。全体像を把握できるよう、次の数字を網羅的にすべて明らかにされたい。

①ハ斗島上流の洪水調節施設のうちハツ場ダムがない場合、②ハツ場ダムを含む案、③河道掘削案、④渡良瀬遊水地案、⑤新規遊水地案の五ケースについて、検証対象の八洪水のそれぞれにおける利根川・江戸川の各地点の最大流量計算値。

ここで、検証対象の八洪水は昭和二十二年九月、二十三年九月、二十四年八月、二十三年九月、三十四年八月、五十七年七月、五十七年九月、平成十年九月型の降雨波形で、洪水調節施設がない場合にハ斗島地点の流量が毎秒一万七千方メートルになるようにそれぞれ調整した洪水を言う。

また、利根川・江戸川の各地点とは、利根川のハ斗島地点、渡良瀬川合流地点、江戸川分派地点、芽吹地点、新大利根橋地点、利根川河口地点及び江戸川の流頭地点、江戸川河口地点の八地点を言う。なお、流量はこれらの地点の区間の値ではなく、各地点ごとの値を示されたい。

二 ハ斗島地点から江戸川分派地点までの洪水流量の低減について

1 本年三月二十一日の「国土交通省のハツ場ダム検証における複数治水対策案に関する質

問に対する答弁書」(内閣衆質一八〇第一三五号)の①及び②についてを見ると、「ハツ場ダムを含む案」の最大流量は「ハ斗島地点から渡良瀬川合流地点までの区間の流量が毎秒約一万四千八百八立方メートル、渡良瀬川合流地点から江戸川分派地点までの区間の流量が毎秒約一万四千四百立方メートルで、後者が八立方メートル小さくなっている。両方とも昭和三十四年八月型洪水の計算値である。しかし、流域面積はハ斗島地点が五一五〇平方キロメートルで、下流に行くにつれて次第に増加し、江戸川分派地点近傍の栗橋地点の流域面積が八五八平方キロメートルである。渡良瀬川からの洪水は渡良瀬遊水地で調節するとしても、ハ斗島地点より江戸川分派地点は洪水流量がそれなりに増加するはずである。実際に、利根川水系河川整備基本方針でも計画高水流量はハ斗島地点毎秒一六五〇〇立方メートル、栗橋地点一七五〇〇立方メートルとなっている。「ハツ場ダムを含む案」において「ハ斗島地点から渡良瀬川合流地点までの区間」より「渡良瀬川合流地点から江戸川分派地点までの区間」の流量が小さくなる理由を説明されたい。

2 三月二十一日の上記答弁書の③から⑤までについてを見ると、「(一)河道掘削案」の最大流量は「ハ斗島地点から渡良瀬川合流地点までの区間の流量が毎秒約一万五千八百立方メートル、渡良瀬川合流地点から江戸川分派地点までの区間の流量が毎秒約一万四千六百二十立方メートルで、下流側が約千二百立方メートルも減っている。河道掘削では流量が減るはずがなく、「河道掘削案で

ハ斗島地点より下流で何らかの洪水調節施設が想定されていると考える。その洪水調節施設の内容と規模を明らかにされたい。

三 区間の流量の意味

上述のとおり、三月二十一日の上記答弁書では「ハ斗島地点から渡良瀬川合流地点までの区間」というように、二つの地点の区間の流量が示されているが、二つの地点は流域面積が異なるので、流量も違うはずである。この区間の流量はどのように求めたのか、その算出方法を明らかにされたい。

四 ハツ場ダムを含む案の流量

二で述べたとおり、三月二十一日の上記答弁書の①及び②については「ハツ場ダムを含む案」の最大流量は「ハ斗島地点から渡良瀬川合流地点までの区間の流量が毎秒約一万四千八百立方メートルである。これは昭和三十四年八月洪水の計算値である。一方、「ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」(平成二十三年十一月)の表四―二―三では、「河道分担流量洪水調節施設全施設完成時」の昭和三十四年八月洪水の計算値は毎秒一万四千六百立方メートルである。この二つの数字が異なる理由を説明されたい。

五 河口距離と流域面積

三月二十一日の上記答弁書で計算流量が示された地点のうち、渡良瀬川合流地点、江戸川分派地点、芽吹地点、新大利根橋地点は国土交通省の水文水质データベースにも載っていない地点であるので、それぞれの河口距離と流域面積を示されたい。

六 三月九日の答弁書の「洪水調節量」に関する答弁について

本年三月九日の「国土交通省のハツ場ダム治水効果の検証に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質一八〇第一一二号)の「八及び九について」で、「ハツ場ダムを含まない案の検討に当たっては、八洪水のいずれにおいても、御指摘の二河道分担流量洪水調節施設全施設完成時(B)」に対応する数値から、 $14000\text{ m}^3/\text{S}$ を差し引いた数値を「洪水調節量」とはしていない」と答えている。しかし、「ハツ場ダムを含まない案」を考えるにあたり、「ハツ場ダムを含まない案」で得られる八洪水のハ斗島地点の計算流量からハ斗島地点の河道対応可能流量毎秒一四〇〇立方メートルを差し引いた値が、八洪水それぞれにおいてハツ場ダムの代替案で対応が必要な流量であると考えるのが常識的と思われる。質問主意書の質問も、そうした意味で、ハツ場ダムの代替案で対応が必要な流量を「洪水調節量」と表現した。この考え方に誤りがあれば、具体的に説明されたい。あわせて、ハツ場ダムの代替案で対応が必要な流量を代替案ごとに、八洪水それぞれに対して、示されたい。

七 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」での事務局説明について

昨年十二月一日の国土交通省「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において事務局からハツ場ダムによる水位低下量について次の説明があった(議事録十八頁十九ページ)。「ただいまの質問ですが、江戸川の分派点から上流部分の水位低下量でいきますと、これは河床の形状によってもそれぞれ水面形が変わってきますから一律に何cmということではありませんが、大体の幅で申し上げると一番小さいと

ところで32.33cm、一番大きいところで65cmぐらいの水位低下量があるという計算結果です。」この水位低下量の計算結果を利根川及び江戸川の地点ごとに示されたい。また、その計算条件を明らかにされたい。

なお、この計算は昭和三十四年八月洪水の降雨波形の場合であるが、他の七洪水の降雨波形の場合はハッ場ダムによる水位低下量がどれほどになるのか、その計算結果を明らかにされたい。

八 ハッ場ダムによる水位低下量の計算に用いた流量

上記七のハッ場ダムによる水位低下量の計算根拠資料を求めた情報公開請求に対して、関東地方整備局から平成二十四年三月十四日付で国関整総情第5107号—1により開示決定があり、資料が開示された。それによれば、ピーク流量はハッ場ダムがある場合は毎秒一万四千二百三十七立方メートル、ハッ場ダムがない場合は毎秒一万五千六百九十二立方メートルとなっており、前者は「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」の表四—二—三の数字一万四千六百六十立方メートルと異なっている。開示された上記の数字の計算根拠を明らかにされたい。

九 ハッ場ダム事業の検証において行われた複数治水対策案の比較について、その検証が妥当なものかどうかを検証するためには、そのもとになったデータと算定方式の公表は不可欠な前提である。この前提について質問した二回の質問主意書への答弁で、いくつかのデータが示されたが、それは、これまで公表されていなかったものである。その上、今回の質問主意書で重ね

て質問せざるをえないように、そのデータ及び算定方法、算定根拠の開示は、断片的なものにとどまっている。これでは、ハッ場ダム事業の検証で行った複数治水対策案の検証が正しかったかを判断することはできないと考えるが、野田内閣の見解を問う。

内閣衆質一八〇第一六〇号
平成二十四年四月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員塩川鉄也君提出ハッ場ダムの検証における治水に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員塩川鉄也君提出ハッ場ダムの検証における治水に関する質問に対する答弁書

一について

「ハッ場ダムを含む案」における流出計算モデル(先の答弁書(平成二十四年三月九日内閣衆質一八〇第一一二号)一から三までについて述べた「ハッ場ダム」を管理するダムの洪水調節効果等を見込めるように設定した流出計算モデルを用いる。以下同じ。)を用いて計算した八洪水(先の答弁書(平成二十四年三月九日内閣衆質一八〇第一一二号)一から三までについて述べた「八洪水」をいう。以下同じ。)のハッ場地点の流量を、洪水ごとに示すと、次のとおりである。
昭和二十二年九月十三日から発生した洪水 毎秒約一万三千四百二十立方メートル
昭和二十三年九月十四日から発生した洪水

毎秒約一万二千七百五十立方メートル
昭和二十四年八月三十日から発生した洪水 毎秒約一万三千四百六十立方メートル
昭和三十三年九月十六日から発生した洪水 毎秒約一万四千四百六十立方メートル

昭和三十四年八月十二日から発生した洪水 毎秒約一万四千四百六十立方メートル

昭和五十七年七月三十一日から発生した洪水 毎秒約一万三千三百八十立方メートル

昭和五十七年九月十日から発生した洪水 毎秒約一万二千九百三十立方メートル

平成十年九月十四日から発生した洪水 毎秒約一万二千三百三十立方メートル

また、お尋ねの「ハッ場上流の洪水調節施設のうちハッ場ダムがない場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、ハッ場ダムを含む案における「ハッ場上流の洪水調節施設のうちハッ場ダムがない場合」、「河道掘削案」、「渡良瀬遊水地案」及び「新規遊水地案」における、流出計算モデルを用いて計算した八洪水の同地点の流量については、いずれも先の答弁書(平成二十四年三月九日内閣衆質一八〇第一一二号)七について述べた「②「河道分相流量洪水調節施設全施設完成時(B)」に対応する数値である。

なお、お尋ねの「渡良瀬川合流地点」、「江戸川分派地点」、「芽吹地点」、「新大利根橋地点」、「利根川河口地点」、「江戸川の流頭地点」及び「江戸川河口地点」の「最大流量計算値」については、ハッ場ダム建設事業の検証(以下「ハッ場ダムの検証」という。)に係る検討を行うに当たって国土交通省関東地方整備局が委託した「平成二十三年度利根川上流はん濫解析及び被害軽減方策検討業務」の報告書には、流出計算により算出したお尋ねの各地点の流量の記載がないことから、お答えすることは困難である。

二について
御指摘の「最大流量」については、流出計算モデルを用いて計算したものであるが、「毎秒約一万四千四百八十立方メートル」の流量が算出された区間より下流の区間における流量が「毎秒約一万四千四百立方メートル」と算出されたことについては、計算の条件として用いた河道の形状等の影響によるものと考えられる。

また、御指摘の「何らかの洪水調節施設が想定されている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書(平成二十四年三月九日内閣衆質一八〇第一一二号)一から三までについて述べたとおり、「河道掘削案」については、ハッ場ダムの洪水調節効果の一部を代替する洪水調節機能を有する治水対策を含んでいない。

三について
御指摘の「区間の流量」は、流出計算モデルにより計算した二つの地点の間における流量の最大値である。

四について
御指摘の「毎秒約一万四千四百八十立方メートル」は、流出計算モデルにより計算したハッ場地点及び渡良瀬川合流地点の間における流量の最大値である。また、御指摘の「毎秒一万四千六百六十立方メートル」は、流出計算モデルにより計算したハッ場地点における流量の値である。

五について
一級河川利根川水系利根川(以下「利根川」と

いう。の河口地点から渡良瀬川合流地点まで、江戸川分派地点まで、芽吹地点まで及び新大利根橋地点までの距離については、それぞれ約百三十三キロメートル、約百二十二キロメートル、約百四キロメートル及び約八十九キロメートルである。

また、流域面積については、渡良瀬川合流地点、江戸川分派地点、芽吹地点及び新大利根橋地点の最寄りの水位流量観測所及び当該観測所地点上流の流域面積を、地点ごとに示すと、次のとおりである。

渡良瀬川合流地点 栗橋水位流量観測所 約八千五百八十八平方キロメートル
江戸川分派地点 北関宿水位流量観測所 約八千七百七十一平方キロメートル
芽吹地点 芽吹橋水位流量観測所 約八千八百四十九平方キロメートル
新大利根橋地点 取手水位流量観測所 約一万二千六百六十八平方キロメートル

六について

ハッ場ダムの検証における同ダムを含まない複数の治水対策案の検討については、八洪水いずれにおいても五区間(先の答弁書(平成二十四年三月二十一日内閣衆質一八〇第一三五号)①及び②について述べた「五区間」をいう。以下同じ。)全てで流量を計画高水位以下で安全に流下させるための対策が適切であるとの考え方に基つき、五区間それぞれにおける八洪水のうち最大となる流量を用いて行っているものであり、御指摘の「八洪水の八斗島地点の計算流量」から特定の一洪水について特定の一点における流量を差し引くという計算は行っていない。

なお、御指摘の「ハッ場ダムの代替案で対応

が必要な流量」については、先の答弁書(平成二十四年三月二十一日内閣衆質一八〇第一三五号)③から⑤までについて述べたとおりである。

七について

お尋ねの「水位低下量の計算結果」については、昭和三十四年八月十二日から発生した洪水について流出計算モデル等を用いて算出した水位低下量を示すと、利根川の河口地点から、約百三十三キロメートルの地点から約百五十五キロメートルの地点までの区間では六十から六十四センチメートル程度であり、約百八十一キロメートルの地点付近では三十センチメートル程度であるが、利根川本川の江戸川分派地点より下流の部分及び一級河川利根川水系江戸川については、算出していないことからお答えすることは困難である。また、八洪水のうち同日から発生した洪水以外の洪水については、お尋ねの「ハッ場ダムによる水位低下量」を算出していないことからお答えすることは困難である。

なお、御指摘の「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の事務局による「説明」は江戸川分派地点より上流の部分の主要な区間における水位低下量について述べたものである。

八について

御指摘の「毎秒一万五千六百九十二立方メートル」、「毎秒一万四千二百三十七立方メートル」及び「毎秒一万四千六百六十立方メートル」については、昭和三十四年八月十二日から発生した洪水の降雨波形について、八斗島地点の流量が、洪水調節施設のない場合に毎秒一万七千方メートルとなるように雨量を調整し、流出計算モデルを用いて、それぞれ、既設の洪水調節

施設がある場合、既設の洪水調節施設に加えハッ場ダムが完成した場合及び「ハッ場ダムを含む案」において想定した洪水調節施設が全て完成した場合における同地点の流量を算出して得た値である。

九について

ハッ場ダムの検証に係る検討におけるデータ、算定方法等の公表等については、国土交通省関東地方整備局のホームページへの掲載、開示請求等への対応等を通じて、適切に行われているものと考えている。

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員稲田朋美君提出金融機関による為替デリバティブ取引に関する質問に対する答弁書
衆議院議員橋慶一郎君提出東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める三課題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する質問に対する答弁書
衆議院議員橋慶一郎君提出ナノテクノロジーに係る共用インフラの今後の展開に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出平成二十四年度における地域自主戦略交付金の取り扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出原子力発電所事故に処するためのウクライナとの協力及び野田内閣とウクライナとの関係に関する再質問に対する答弁書

平成二十四年三月三十日提出
質問 第一六一号
金融機関による為替デリバティブ取引に関する質問主意書
提出者 稲田 朋美

金融機関による為替デリバティブ取引に関する質問主意書

報道によると、平成十六年以降銀行などの金融機関が中小企業を勧誘し契約した為替デリバティブ取引が、現在の円高により、中小企業に多大な損失を与えているとして、問題とされている。

また、報道された民間調査会社帝国データバンクの調査によると、平成二十三年における円高に起因する倒産件数は、八十五件に達し、集計を開始した平成二十年以降最多だった平成二十二年を四十六、六パーセントも上回り、そのうち三十二件が為替関連のデリバティブ取引による倒産であるとのことである。

かかる為替デリバティブ取引をした中小企業は輸入関連企業が多く、本来であれば、現在は円高によるメリットを受け、景気回復や税収増大の牽引役となるはずであるが、報道の通りとすれば、かかる為替デリバティブ取引での損失により、輸出企業とともに円高による多額の損失に苦しんでおり、国の景気回復の足かせになっている可能性もある。

金融庁の調査によると、銀行による中小企業向け為替デリバティブ取引の、平成二十二年九月三十日時点での全契約数は六万三千七百件、残存契約数は四万五千件とのことであるが、これらの取引のうち、報道されているような問題のある取引がどの程度存在し、どの程度の問題が生じている

のか実態が明らかではない。今後、政策的対応の可否を判断するためにも、まず実態を明らかにする必要があると考えるので、次の通り質問する。

一 報道によると、為替デリバティブ取引により、決済期ごとに中小企業が多額のドルを相場よりも大幅に高い値段で買うことを迫られ、その資金の手当てのために資金繰りが圧迫され、含み損を抱えたドルを不良資産として大量に保有するなどにより、財務が圧迫されているとのことである。この決済期ごとの損失は、当該為替デリバティブ取引自体が抱える含み損が順次顕在化している状態と考えられ、その含み損全体を把握しなければ、どれくらいの負担になるのか、明らかとならない。

また、金融機関が中小企業に対して与信取引を行う場合、為替デリバティブ取引についても時価で評価し、当該企業の与信状況を判断することになるが、昨今の円高により為替デリバティブ取引の含み損が膨大な金額になり、その結果、金融機関から与信を得ることができず、資金繰りに窮して倒産する事例も多いとのことである。

為替デリバティブ取引をした金融機関は、毎月、その時価評価額を取引相手の企業に対して通知しているはずである。

そこで、金融庁が平成二十二年九月三十日時点で聞き取り調査を行った為替デリバティブ取引契約に関して、この契約によって、購入者に生じている平成二十三年十二月末日時点及び直近の時価評価損益(含み損益)の総額、銀行毎の額および取引一件当たりの平均額、最大額、最少額を明らかにされたい。

また、時価評価損益額を把握していないのであれば、速やかに調査し、明らかにされたい。

二 最近、中小企業再生支援協議会に対し、金融機関との為替デリバティブ取引による損失を抱えて相談する中小企業が増加しているとのことである。

中小企業再生支援協議会に対する、中小企業のための為替デリバティブ取引に関する平成二十三年度の相談の件数及びその内容を明らかにされたい。また、件数及び内容について把握していないのであれば、早急に調査し、明らかにされたい。

三 本来、為替デリバティブ取引は、為替変動のリスクがある外貨建て取引(以下「実需取引」という。)が存在する場合に、その為替変動のリスクを回避するために行うものである。

報道によると、金融機関による中小企業に対する為替デリバティブ取引も、為替変動に対する中小企業の「リスクヘッジ」のためとして販売されたとのことである。

「リスクヘッジ」という場合の「リスク」には、①「予測し得ない変動」を意味して使用される場合と、②「損失発生の危険」を意味して使用される場合があり、①の場合、損失が出ても利益が出ても「リスク」であり、損失も利益も出ないよう固定することが「リスクヘッジ」ということになるのに対し、②の場合は、損失が出る可能性をなくすることが「リスクヘッジ」ということになる。

報道によると、問題になっている為替デリバティブ取引の基本的な仕組みは、金融機関が中小企業に外貨のコールオプション(所定の金額で外貨を買う権利)を売り、他方、中小企業が金融機関に対して外貨のプットオプション(所定の金額で外貨を売る権利)を売るという取引

を組み合わせた契約とのことである。

この契約では、円安時には、中小企業が外貨のコールオプションを行使でき、相対的に高くなった外貨を所定の安いレートで金融機関から買うことができ、為替差益を得ることができる。他方、円高時には、銀行が外貨のプットオプションを行使でき、中小企業は相対的に安くなった外貨を所定の高いレートで金融機関から買わされることとなり、損失(為替差損)が発生する(または含み損を抱えた外貨を資産として保有することになる。しかも、問題になっている為替デリバティブ取引は、円高時にはレシオ(倍率)の特約があり、円安時の利益に対して、円高時の損失が二倍ないし三倍になる建て付けになっているものも多いとのことである。

そうすると、円安時には、実需取引における外貨建て販売代金の円換算額の減額による損失(為替差損)と為替デリバティブ取引契約における相対的に高くなった外貨を安く買うことができることによる利益(為替差益)とが相殺され、為替変動による損益がなくなることになり、先の①②のいずれの意味でも「リスクヘッジ」されていることになる。

しかし、円高時には、実需取引による利益と為替デリバティブ取引契約による損失を相殺しても、為替デリバティブ取引の方にレシオの特約があるため損失が大きくなるので、為替変動による損失が発生することになり、①②のいずれの意味でも「リスクヘッジ」されていないことになる。

すなわち、このような為替デリバティブ取引は、①②のいずれの意味においても「リスクヘッジ」になっておらず、このような商品を「リ

スクヘッジ」のためと称して勧誘契約することは、虚偽ないし誤導となり、金融機関による取引としては不適切である可能性がある。

そこで、金融庁が平成二十二年九月三十日時点で調査した為替デリバティブ取引契約のうち、金融機関が販売するに当たり、上記のように、「リスクヘッジ」にならない商品を①又は②の「リスクヘッジ」のためとして契約した件数及びその総額について明らかにされたい。また、件数及び総額を把握していないのであれば、早急に調査して、明らかにされたい。

四 問題となっている為替デリバティブ取引は、オプションの対価の支払を不要(ゼロコスト)として販売されたものが多いとのことである。その仕組みは、金融機関が中小企業に外貨のコールオプション(所定の金額で外貨を買う権利)を売り、他方、中小企業が金融機関に対して外貨のプットオプション(所定の金額で外貨を売る権利)を売るという取引を組み合わせ、この二つのオプションを等価と評価してオプションの対価の支払いを不要(ゼロコスト)としているとのことである。

ところで、それぞれのオプションの経済的価値は、いわゆるブラックショールズ・オプション評価モデルにより計算されるのが一般的で、このモデルにより、それぞれのオプションの経済的価値が算出されるが、報道によると、問題となっている為替デリバティブ取引においては、金融機関が中小企業に付与するコールオプションの価値に対して、中小企業が金融機関に対して付与するプットオプションの価値が何倍もの価値がある場合が珍しくないとのことである。

そうすると、このような為替デリバティブ取引をした金融機関は、自らも中小企業に一定の価値があるオプションを付与するが、他方、自らに向けて中小企業に付与させるオプションは、自らが付与するオプションの何倍もの価値があるオプションということになる。

一般的にこのような価値の不均衡な取引が行われるのは異常であり、このような取引が行われるとすれば、特段の合理的な事情がない限り、利益を得る側による不適切な説明があったり、優越的地位による取引の強要があったりするなど、何らかの不適切な取引が行われた可能性が疑われる。

そこで、金融庁が平成二十二年九月三十日時点で調査した為替デリバティブ取引のうち、金融機関が購入者に対して付与するオプションの時価評価価値に対する、購入者が金融機関に対して付与するオプションの時価評価価値が、二倍以上となる不均衡な事例が何件あり、これらの取引において、いかなる理由でこのような時価評価価値の不均衡な取引が行われたのか、明らかにされたい。

また、件数及び取引理由を把握していないのであれば、速やかに調査し、明らかにされたい。

五 実需取引が存在しない場合、すなわち円建て取引が行われている場合は、為替変動リスクに対するリスクヘッジの必要性はない。

実需取引が存在しないにもかかわらず、為替変動に対するリスクヘッジが必要であるのか、と説明し、中小企業にその必要性を誤解させて取引を行ったとすれば、虚偽ないし誤導となり、金融機関による取引としては、不適切である

と考えられる。

そこで、金融庁が平成二十二年九月三十日時点で調査した為替デリバティブ取引のうち、金融機関が販売するに当たり、実需取引がないにもかかわらず「リスクヘッジ」のためとして販売した件数及びその総額について明らかにされたい。また、件数及び総額を把握していないのであれば、早急に調査して、明らかにされたい。

六 金融法委員会(事務局は日本銀行内)の平成十一年十一月二十九日付論点整理では、金融デリバティブ取引が賭博罪に該当するかという点について、構成要件該当性は否定しきれないが、法令行為または正当業務行為として違法性を阻却される。ただし、必然性の薄い、投機性の高い取引を行った場合には、なお賭博罪としての

りうる、と整理されている。

そうすると、実需取引が存在せず、為替変動リスクに対するリスクヘッジの必要がない場合に、それを知りながら多額の為替デリバティブ取引を行うということは、相場が一方に振れれば多額の利益を得、逆に振れれば多額の損をするというだけの取引となるので、為替相場を対象にした賭博になるのではないかと疑念が生じる。

そこで、

(一) 為替デリバティブ取引契約について、どのような事実が認められたときに賭博罪として違法性を帯びると解釈されると考えるのか、明らかにされたい。

(二) 金融庁が平成二十二年九月三十日時点で調査した為替デリバティブ取引のうち、金融機関が販売した時点において、

実需取引が存在しない事例の件数及びその契約金額を、明らかにされたい。また、件数及び契約金額を把握していないのであれば、速やかに調査して、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一六一号
平成二十四年四月十日

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員 稲田朋美君提出金融機関による為替

デリバティブ取引に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員 稲田朋美君提出金融機関による為替デリバティブ取引に関する質問に対する答弁書

一、三から五まで及び六の(二)について
お尋ねについては、把握しておらず、また、御指摘の調査を行うことは、その作業が膨大なものとなることから、お答えすることは困難である。

二について

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第四十一条に規定する認定支援機関が平成二十三年度に受けた相談のうち、為替に係るデリバティブ取引に関する相談の件数は、六十件である。

また、それらの相談内容は、為替に係るデリバティブ取引により財務状況が悪化したこと等を理由とする事業の再生等に関するものであると承知している。

六の(二)について
お尋ねについては、個別具体的な事実関係に即して判断されるべき事柄であり、お答えすることは困難である。

平成二十四年三月三十日提出
質問 第一六二号

東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める三課題に関する質問主意書
提出者 橋 慶一郎

東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める三課題に関する質問主意書
平成二十四年度を迎えるに当たり、野田内閣としては、「社会保障・税一体改革」に特に注力し、政府としての成案を得ることはもとより、国民各層の理解を得るべく努力を傾注する姿勢であり、それ自体が野田総理の変わらぬ「初志」であり「覚悟」であることは理解している。一方、東日本大震災から一年が経過し、被災地の復興と福島第一原子力発電所の事故の影響への対応もまた、国として最優先に取り組むべき課題である。様々な対応が求められる中、被災地の災害廃棄物の広域処理、福島第一原発避難区域等の再編、夏場の電力供給の確保は、被災地のみならず日本の国民の生活と経済を前進させていく上で、為政者としての野田総理の注力無くして解決し得ない問題であると思料する。この点、六月二十一日までの通常国会の会期にもならみ、夏が来る前に必要な手立てを講じる「段取り」ができなければ、全てが遅れていく。今までの民主党政権の轍を踏むのみならず、国益を阻害することになると危惧するものである。については、内閣の早期かつ積極的な取り組みを求め

つつ、以下十五項目にわたり質問する。

一 沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況について、東日本大震災復興対策本部でまとめられた工程表における仮置場へ搬入する目標を達成できた市町村数、達成できなかった市町村数を、直近の時点で岩手・宮城・福島三県それぞれについて伺う。

二 目標が達成できなかった理由について、仮置場の状況、解体の進捗状況の二面に分けて現状を伺う。

三 災害廃棄物の処理・処分については、平成二十六年三月末までに全て終える目標であるが、処理・処分割合の現状を、岩手・宮城・福島三県それぞれについて伺う。

四 災害廃棄物の処理・処分について受け入れを正式に表明していない道府県知事及び政令指定都市の市長宛て平成二十四年三月十六日に野田総理が受け入れ要請文書を出したことを一歩前進と評価しつつ、直近の時点で受け入れを実施している自治体数を都道府県、市町村の区分で伺う。また、広域処理希望量は、岩手県が五十七万三千トン、宮城県が三百四十四万トンであるが、これまでの広域処理による受け入れ済みトン数を伺う。

五 四の要請文書の回答期限は四月六日であるが、既に受け入れを表明している自治体に先行して逐次具体的な受け入れ要請をするべきと考える。報道によれば、三月二十三日に三県と三県内の五政令指定都市に二十八万トンの要請をしたとのことだが、直近の時点で具体的な受け入れを要請した自治体数及び量を伺う。

六 災害廃棄物の処理・処分については、国が科学的

安全性を保証し、受け入れ自治体で発生する各種費用を負担することが求められているが、野田内閣の決意を伺う。併せて知事会等の地方団体との連携が欠かせないものと思うが、内閣の具体的な取組みを伺う。

七 平成二十三年十二月二十六日、原子力災害対策本部は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定した警戒区域及び避難指示区域について、警戒区域は解除し、避難指示区域は、避難区域に再編する方針を示した。このうち、避難指示区域の再編については、「来年三月末を一つの目途に」目指すとしていたが、現状及び今後の見通しを伺う。

八 警戒区域の解除は、「早ければ四月を目指し、大きく遅れない。定期間後に実施する方向で、県、市町村など関係者と協議を行う」とこととされていたが、現状及び今後の見通しを伺う。

九 現在、区域再編の対象となる十市町村に対し、国が順次再編案を提示し、住民説明会が開催されているが、直近の時点で国が再編案を提示済の市町村数及び住民説明会を開催済の市町村数を伺う。

十 今後、居住制限区域ないし帰還困難区域に指定される区域を中心に、国としても関係者を対象とする新たな対策が求められ、中には立法措置が必要になるものも出てくるものと思われるが、今通常国会に関係法案を提出する用意があるのか、伺う。

十一 区域の再編成には、福島県、当該市町村、住民への丁寧な説明・協議を行うとともに、関係者の生活や雇用を守る強い意志を国として明確に示す必要があるものと思うが、野田内閣の決意を伺う。

十二 この夏の電力の需給見通しは、原子力発電所の再稼働が無いものとするれば、昨年を上回る厳しさがあるものと予測される。内閣として、需給見通しをどのように精査し、いつごろ公表する方針なのか、伺う。

十三 とりわけ需給が逼迫すると思われる関西電力の昨年度の最大電力需要量及び最大需要日の電力供給力を伺う。また、最大需要日の電力供給力のうち、当該日における原子力発電による電力供給力を伺う。

十四 関西電力のこの冬の最大電力需要量及び最大需要日の電力供給力を伺う。また、最大需要日の電力供給力のうち、当該日における原子力発電による電力供給力を伺う。

十五 国として、この夏も、突然の大規模停電を避けることはもちろん、国民の生活と経済の安定のためにも、事前に無理の無い節電計画を立て、電力の切れ目無い供給を確保する責務がある。その中で、原子力発電所の再稼働を関係自治体や住民に要請しなければならぬ厳しい局面も夏までの間にあり得ると考える。この二点について、野田内閣の決意を伺う。

内閣衆質一八〇第一六二号

平成二十四年四月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める三課題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める三課題に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの沿岸市町村における東日本大震災に係る災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の搬入について、御指摘の工程表においては、「現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物を平成二十三年八月末までを目途に仮置場へ概ね搬入するという目標については、福島県内の警戒区域を除くすべての市町村において達成した。今後は、その他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成二十四年三月末までを目途に完了させる。」としていたところ、これに沿って「その他の災害廃棄物」の仮置場への移動に取り組んでいた市町村について、岩手県においては五市町村のうち三市町村が、宮城県においては八市町村のうち一市町村が、それぞれ当該目標を達成しており、福島県においては二市町村のいずれもが、当該目標を達成していないと承知している。また、十七市町村においては、「その他の災害廃棄物」の仮置場への移動について個別に目標を定めており、遅くとも平成二十五年三月末までを目途に完了することとしている。

二について

お尋ねについては、一部の市町村において、一般家屋等の解体量が多く、当初の見込みより解体作業に時間を要していることや一般家屋等の所有者の承諾を得るために時間を要していること等があると承知しているが、仮置場の状況を理由としては聞いていない。

三について

平成二十四年四月二日時点において、災害廃棄物の全体の推計量のうち処理又は処分されたものの割合を各県ごとにお示しすると、岩手県において十・一パーセント、宮城県において七・五パーセント、福島県において七・三パーセントである。

四について

災害廃棄物の受入れを行っている地方自治体の数は、平成二十四年四月二日時点において、三都県十六市区町村と承知している。また、同日時点において、岩手県の災害廃棄物については約一万吨、宮城県の災害廃棄物については約六万吨が、それぞれ他の地方自治体に受け入れられている。

五について

お尋ねについては、平成二十四年三月三十日時点において、八府県及び同府県内の八政令指定都市に対し、合計で約九十一万トンの災害廃棄物処理の受入れを要請している。

六について

災害廃棄物の処理又は処分に係る費用の負担については、災害等廃棄物処理事業費補助金について放射能測定費用を補助の対象に追加する等の拡充を行い、更に、その地方負担分について全額を震災復興特別交付税により措置し、地方の負担が実質的に生じないようにするなどの取組を行っている。

また、環境省において、平成二十三年八月十一日に、災害廃棄物の広域処理における安全性の考え方や災害廃棄物の搬入における安全性の確認方法について、外部の専門家の意見を踏まえ、ガイドラインを取りまとめており、今後、

その内容の充実を図ることとしている。

このほか、同年十一月二十一日には、全国知事会に対して、広域処理の協力について要請を行う等、地方団体との連携を図ってきているところである。

今後、広域処理の受入れ拡大によって災害廃棄物の処理が加速するよう取り組んでまいりたい。

七及び八について

お尋ねについては、「警戒区域、避難指示区域等の見直しについて」(平成二十四年三月三十日原子力災害対策本部決定)に基づき、川内村について、平成二十四年四月一日に警戒区域の設定を解除するとともに避難指示区域を避難指示解除準備区域と居住制限区域とするの見直しを行い、田村市について、同日に警戒区域の設定を解除するとともに避難指示区域を避難指示解除準備区域とするの見直しを行っており、また、南相馬市について、同月十六日に警戒区域の設定を解除するとともに避難指示区域を避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域とするの見直しを行うこととしている。その他の町や村については、引き続き関係者との調整を進めていくこととしている。

九について

お尋ねの「再編案を提示済の市町村数」については、御指摘の十一市町村の全てに対して、警戒区域の設定の解除及び避難指示区域の設定の見直しに係る具体的な方針について説明を行っており、また、平成二十四年四月六日時点において、二市村に対して、当該方針について住民への説明会を行っている。

十について

居住制限区域又は帰還困難区域に設定される区域の住民を中心に、避難を継続されている方の帰還又は生活の再建を図るための支援については、福島県及び関係市町村等の意見も聴きながら、復興庁を中心とする関係府省において検討しているところであり、お尋ねについて現時点においてお答えすることは困難である。

十一について

避難指示区域等の設定の見直しに際しては、福島県及び関係市町村と綿密に調整を行い、住民に丁寧な説明を行う等、きめ細かな対応に努めているところであり、原子力災害からの福島の復興及び再生を図ることは国の責務であるとの考えの下、避難されている方々の帰還や生活の再建に努めてまいりたい。

十二について

平成二十四年夏の電力需給の見直しについては、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第百六条の規定に基づき、電気事業者に対し報告又は資料の提出をさせ、同年五月の連休前後までを目途に取りまとめることとしている。また、その過程において、外部の専門家の検証を受ける機会を設けることを検討している。

十三について

関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)からの報告によれば、関西電力の供給区域における平成二十三年夏の最大電力は二千七百八十四万キロワットである。また、最大電力となった日の供給力は二千九百四十七万キロワットであり、このうち原子力発電による供給力は三百三十七万キロワットである。

十四について

関西電力からの報告によれば、関西電力の供給区域における平成二十三年度冬の最大電力は二千五百七十八万キロワットである。また、最大電力となった日の供給力は二千七百六十九万キロワットであり、このうち原子力発電による供給力は九十三万キロワットである。

十五について

電力需給については、「エネルギー需給安定行動計画」(平成二十三年十一月一日エネルギー・環境会議決定)に基づき、予算や規制・制度改革等を通じた供給力の積み増しと省エネルギーの促進等を行うことにより、計画停電や電力使用制限の実施を回避することを旨とし、その安定の確保に万全を期すこととしている。平成二十四年夏の具体的な対策については、同年五月の連休前後までを目途に取りまとめることとしている。

また、定期検査で停止中の原子力発電所の運転再開については、安全上重要な施設・機器等が設計上の想定を超える事象に対し、どの程度の安全裕度を有するのかという点について、欧州諸国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続やルールに基づく安全評価を原子力事業者が行い、その評価結果について経済産業省原子力安全・保安院が確認し、更にその確認の妥当性を内閣府原子力安全委員会が確認した上で、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣が、原子力発電所の運転再開に当たった際の安全性に関する判断基準に基づき、地震・津波による全電源喪失という事象の進展を防止するための安全対策が既に講じられていることや、原子力事業者が更なる

安全性・信頼性向上のための実施計画を明らかにしていること等について確認した上で、住民の理解や国民の信頼が得られているかという点も踏まえ、その可否を総合的に判断していくこととしている。

平成二十四年三月三十日提出
質問 第一六三 号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する質問主意書

今次通常国会に内閣から提出されている「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」については、平成二十一年十月七日の地方分権改革推進委員会「第三次勧告」を踏まえた地方自治体に対する義務付け・枠付けの見直しの第三次法案であり、この間の関係者の取り組みを評価するものである。については、個々の法律の改正に関し、趣旨を確認する観点から、以下十三項目にわたり質問する。

一 消防組織法第十五条第二項の改正により、消防長及び消防署長の資格に関する基準について、政令で定める基準を参酌して市町村が条例で定めることとされるが、全国一律の基準でなくとも良いとする理由を伺う。
二 消防組織法第三十三条第五項の削除により、広域化対象市町村が、都道府県知事からの消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置

を講じなければならない旨の勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事へ報告する義務を廃止する理由を伺う。

三 地方公務員法第二十六条の二第二項の改正により、修学部分休業の休業期間について、「二年を超えない範囲」という法定要件を外し、「当該修学に必要なと認められる期間」を条例で定めることができることとする理由及び背景事情を伺う。

四 地方公務員法第二十六条の三第一項の改正により、高齢者部分休業の休業期間について、「定年退職日から五年を超えない範囲」という法定要件を外し、休業の対象となる高年齢職員の年齢を条例で定めることができることとする理由及び背景事情を伺う。併せて、年齢の下限は法で定めないのであるか、確認する。

五 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第四項及び第四条第三項の改正により、地方公共団体が特定の事務を郵便局に取り扱わせるため郵便局を指定したとき又は指定を取り消したとき若しくは郵便局取扱事務の停止を命じたときの告示の義務を外し、周知するよう努めることとする理由及び具体的な周知の方法として想定しているものを伺う。

六 地方独立行政法人法第八条の改正により、特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人とする定款の変更を認め、非公員員化を可能にする理由を伺う。

七 労働関係調整法第三十一条の改正により、労働委員会による労働争議の仲裁の際の仲裁委員会の定数を「三人」から「三人以上の奇数」に弾力化する理由を伺う。

八 民生委員法第八条第二項の改正により、市町村の民生委員推薦会の委員の資格及び資格ごとの定数の定めを外す理由を伺う。

九 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第五条第四項の削除により都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)が特定建築物のうち政令で定めるものに係る届出を受けた場合における都道府県労働局長への通知の義務を廃止する理由を伺う。

十 介護保険法第四十七条第二項第二号の新設に関し、指定居宅介護支援事業の運営に関する基準を都道府県が条例で定める際に、厚生労働省令で定める基準に従わなければならない事項として厚生労働省令で定める内容を伺う。

十一 介護保険法第五十九条第二項第二号の新設に関し、指定介護予防支援事業の運営に関する基準を市町村が条例で定める際に、厚生労働省令で定める基準に従わなければならない事項として厚生労働省令で定める内容を伺う。

十二 介護保険法第七十九条第二項第一号の改正により、指定居宅介護支援事業者の申請者は法人に限らず「都道府県の条例で定める者」に拡大されるが、その理由及び申請者として想定される対象を伺う。

十三 卸売市場法第十六条第二項の改正により、中央卸売市場の開設者による卸売業務の許可に係る申請書を受理した際の農林水産大臣への意見添付義務を廃止する一方、地方卸売市場の開設者による卸売業務の許可に係る申請書を受理した際の都道府県知事への意見添付義務は存続させる理由を伺う。

内閣衆質一八〇第一六三号
平成二十四年四月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橘慶一郎君提出地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する質問に対する答弁書

一について

消防長及び消防署長の資格については、消防に関する知見の蓄積や教育訓練の充実により、市町村によってはこれらの職に必要な消防に関する知識及び経験を市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令(昭和三十四年政令第二百一十一号)で定める資格の期間より短期に取得できる環境にあることに鑑み、政令で一律に定めるのではなく、政令で定める基準を参酌すべき基準として地域の実情にあった資格を条例で定めることにより、それぞれの市町村において適当な者を消防長及び消防署長に任命することができると考えられることから、第百八十四回国会提出の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(以下「第三次一括法案」という。)による改正後の消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十五条第二項において、市町村の条例で定めることとしたものである。

二について

消防組織法第三十三条第五項の規定については、都道府県知事が同法第三十八条の規定により広域化対象市町村に対し市町村の消防の広域化に関する協議の推進に必要措置を講じなければならぬ旨を勧告したときは、当該都道府県知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の資料の提出の要求により、当該勧告に基づいて広域化対象市町村が講じた措置を把握することが可能であることから、市町村の事務の簡素化という観点から、削除することとしたものである。

三について

第三次一括法案による改正後の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の二第二項の規定については、修了までに二年を超える期間を必要とする大学院の課程が増えていることに鑑み、二年を超えない範囲内において条例で定める期間としていた修学部分休業の期間について、条例で定められる余地を拡大し、地方公共団体が地域の实情に応じ弾力的に定められるようにするため、二年を超えない範囲内という当該期間の上限を廃止し、条例で定めることとしたものである。

四について

第三次一括法案による改正後の地方公務員法第二十六条の三第一項の規定については、定年まで五年を超える期間を有する職員についても職務外における社会的貢献や定年退職後の人生設計のために高齢者部分休業の利用を可能とすることに關する要望があることに鑑み、定年退職日から五年を超えない範囲内において条例で定める期間遡つた日後の日で申請において示し

た日から定年退職日までの期間としていた高齢者部分休業の期間について、条例で定められる余地を拡大し、地方公共団体が地域の实情に応じ弾力的に定められるようにするため、五年を超えない範囲内という当該期間の上限を廃止し、条例で定めることとしたものである。

なお、高齢者部分休業の対象となる高年齢である職員の年齢の下限については、法律では規定していない。

五について

第三次一括法案による改正後の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第二十号)第三条第四項及び第四条第三項の規定については、地方公共団体の自主性を強化し、自由度を拡大する見地から、郵便局の指定等を行った際の告示の義務を廃止するとともに、住民の利便性を確保するため周知の努力義務を規定することとしたものであり、具体的な周知の方法としては、例えば、広報誌又はインターネットの利用を想定している。

六について

第三次一括法案による改正後の地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第二項及び第三項の規定については、国において特定独立行政法人から特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行が進められてきたこと及び地方公共団体からの要望を踏まえ、地方独立行政法人においてもその組織体制を見直すことができるようにするため、特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人とする定款の変更を行うことができることとしたものである。

七について

第三次一括法案による改正後の労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十一条の規定については、労働委員会が、地域の实情や個々の事件の性質等を考慮して仲裁委員の数を決定できることにし、より慎重に労働争議の仲裁を行うことが可能となるようにしたものである。

八について

第三次一括法案による改正後の民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)第八条第二項の民生委員推薦会の委員の委嘱の要件については、市町村長(特別区の区長を含む。)が地域の实情に応じて民生委員推薦会の委員を委嘱する方が、地域の特色を生かした民生委員の活動が実施されることにより資することとなるものと考えられるため、緩和することとしたものである。

九について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第五條第四項の規定については、各労働基準監督署等において労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に基づく適用事業報告により、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和四十五年政令第三百四号)第二条の二で定める専ら事務所の用途に供される特定建築物に係る事業所の把握が可能であるため、地方公共団体の事務の簡素化という観点から、削除することとしたものである。

十及び十一について

第三次一括法案による改正後の介護保険法

(平成九年法律第二百二十三号)第四十七条第二項第二号又は第五十九条第二項第二号の厚生労働省令で定める事項は、利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る事項とする予定である。

十二について

第三次一括法案による改正後の介護保険法第七十九条第二項第一号の規定については、各都道府県において、地域の实情に応じて指定居宅介護支援事業者を指定できるようにする観点から、申請者の法人格の有無に係る基準について都道府県の条例に委任することにしたものであるが、当該条例を定める際の基準となる同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準については、利用者にとって良質な介護サービスを提供する観点から、安定的かつ継続的に確保するという観点から、適切に定めてまいりたい。

十三について

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第十六条第二項の規定に基づく卸売業務の許可に係る申請書が中央卸売市場の開設者を経由して農林水産大臣に提出される場合の当該開設者による意見の添付については、中央卸売市場においては都道府県の区域を越えて卸売業者間の合併等が行われる事例があり、当該開設者に対し、広域的に業務を行う卸売業者に関する情報を調査させることは、多大な事務負担を課するものであることから、任意とすることとしたものである。

他方、卸売市場法第五十八条第三項において読み替えて準用する同法第十六条第二項の規定に基づく卸売業務の許可に係る申請書が地方卸

売市場の開設者を経由して都道府県知事に提出される場合の当該開設者による意見の添付については、地方卸売市場において都道府県の区域を越えて卸売業者間の合併等が進展している状況にあるとは言い難く、中央卸売市場の場合と異なり当該開設者が意見の添付を行うことが可能であると判断したことから、引き続き義務付けることとしたものである。

平成二十四年三月三十日提出
質問 第一六四号

ナノテクノロジーに係る共用インフラの今後の展開に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

ナノテクノロジーに係る共用インフラの今後の展開に関する質問主意書

ナノテクノロジーに係る研究インフラは、分子・物質科学の進展に欠かせない施設であり、我が国製造業の強みでもある材料・部品分野の新製品開発にも有効である。一面、これらの施設の建設・運営コストは高額であり、国においては、これら施設を産学官が共同利用し、研究成果を検討・情報交換できるようなネットワークづくりを進めてきたところである。ついては、平成十四年度から十八年度までの「ナノテクノロジー総合支援プロジェクト」、十九年度から二十三年度までの「ナノテクノロジーネットワーク」に続く第三期の取り組みとして、「ナノテクノロジープラットフォーム」が、事業期間を十年間として開始されるに当たり、今後の展開に関し、以下五項目にわたり質問する。

一 これまでの二期にわたる取り組みの成果を踏まえ、「ナノテクノロジープラットフォーム」にて特に取り組みを強化する内容を伺う。

二 兵庫県播磨科学公園都市では、ナノテクノロジーに係る研究インフラとして活用されている大型放射光施設「スプリング8(SPring-8)」に続いて、X線自由電子レーザー施設「サクラ(SACLA)」が本年三月に供用開始されたが、それぞれの施設の特徴及び重点的に取り組む研究課題を伺う。

三 「サクラ」については、二十四年度に供用開始が予定される京速コンピュータ「京」との連携を進めるための、情報通信基盤を構築することとされているが、具体的な内容を伺う。

四 一方、茨城県東海村で整備が進められていた大強度陽子加速器施設「J-PARC」の物資・生命科学実験施設は、昨年十月に供用開始予定であったが、東日本大震災で被害を受け、復旧作業が進められた結果、本年一月に供用を開始したと聴いている。J-PARCでは、陽子ビームで発生する中性子を生かした研究が行われるとのことであるが、「スプリング8」及び「サクラ」との当該施設の特徴及び研究課題の違いを伺う。

五 文部科学省が経済産業省とともに「ドリム・チーム」を結成し、基礎科学研究の成果の実用化にさらに積極的に取り組む姿勢を取っていることを評価しつつ、「サクラ」のような大型研究施設や、「ナノテクノロジープラットフォーム」により、材料科学や生化学において実用化が期待される内容を伺う。

内閣衆質一八〇第一六四号
平成二十四年四月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出ナノテクノロジーに係る共用インフラの今後の展開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員橘慶一郎君提出ナノテクノロジーに係る共用インフラの今後の展開に関する質問に対する答弁書

一 について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号。以下「共用促進法」という。)に基づき共用を促進するための措置を講じている特定先端大型研究施設(共用促進法第二条第二項に規定する特定先端大型研究施設をいう。以下同じ。)以外に、大学、独立行政法人等有し、他の機関では整備が困難なナノテクノロジーに関する最先端の研究設備の産学官の研究者等による共用の促進を図ることを目的として、平成十四年度から平成十八年度まで「ナノテクノロジー総合支援プロジェクト」を、平成十九年度から平成二十三年度まで「ナノテクノロジーネットワーク」をそれぞれ実施してきたところである。

これらの成果を踏まえ、平成二十四年度から開始することとしている「ナノテクノロジープラットフォーム」においては、ナノテクノロジーに関する研究ニーズの高度化に対応し、最先端の研究設備による強固な研究基盤を形成することを目的として、微細構造解析、微細加工

及び分子・物質合成の各技術領域ごとに、大学、独立行政法人等が有する最先端の研究設備を共用するための体制(以下「領域別プラットフォーム」という。)を構築し、各領域別プラットフォームの運営方針の策定等を担う代表機関を置くなどにより、各領域別プラットフォームにおける研究者等の利便の向上を図るとともに、各領域別プラットフォームにおける研究者等のニーズの集約及び分析、各領域別プラットフォームの運営に係る総合調整等を担うセンサー機能等を置くなどにより、領域別プラットフォーム相互の連携の促進を図るなどすることとしている。

二 及び四について

大型放射光施設SPring-8(以下単に「SPring-8」という。)及びX線自由電子レーザー施設SACLA(以下単に「SACLA」という。)は、加速された電子から放射される強い指向性が高い輝度を有する電磁波(以下「放射光」という。)を使用して研究等を行うための特定先端大型研究施設である。SPring-8は、幅広い波長の放射光を利用して、多様な物質の構造や性質の計測・分析を行うことが可能であり、この特徴をいかして、物質科学、環境科学、医学・生命科学等の様々な分野における研究開発や産業等への利用が期待されている。

SACLAは、レーザーと放射光の特徴を併せ持ち、極めて波長が短く、短パルスである光を利用して、物質の原子レベルの超微細構造、化学反応の超高速の動態・変化等について、SPring-8を含む従来の施設では困難とされていた計測・分析を行うことが可能であり、

この特徴をいかして、膜タンパク質等の構造等について原子レベルで解明することによる新たな創薬技術の開発、物質・材料中の反応過程等の超高速変化について原子レベルで可視化することによる革新的な蓄電池や太陽電池の開発等への利用が期待されている。

大強度陽子加速器施設J-PARCは、ナノテクノロジーに関する研究等を行う物質・生命科学実験施設のほか、その他の分野に関する研究等を行う実験施設等からなる複合研究施設であり、物質・生命科学実験施設は、加速された陽子を原子核に衝突させることにより発生する中性子線を利用した研究等を行うための特定先端大型研究施設である。

中性子線は、Spring-8及びSACLAが発生させる光と比較すると、金属に対する透過性が高く、また、水素等の軽元素を観測することに適しており、この特徴をいかして、金属の内部構造の可視化による鉄鋼材料の性能向上や安全性の高い製品の開発、物質中の水素原子の位置を特定することによる水素燃料電池の開発等への利用が期待されている。

三について
SACLAによる計測・分析では、膨大な量のデータが得られるため、その解析を効率的かつ迅速に実施するためには、高性能な大規模計算機によるデータ処理が必要となる。そこで、SACLAで得られた膨大な量のデータを世界最高水準の演算性能を有するスーパーコンピュータ「京」等に効率的に転送して高度な解析を実現し、研究開発を加速するため、高速通信及びデータ保存の環境等の情報通信基盤を整備することとしている。

五について

共用促進法及び「ナノテクノロジープラットフォーム」による研究設備等の共用を通じて、最先端の研究基盤を最大限に活用することにより、材料科学の分野においては、物質中の元素の役割を解明し、革新的な材料を開発し、化学の分野においては、タンパク質の構造を解明し、画期的な治療薬を開発するなど、産業の国際競争力の強化及び豊かな生活の実現に貢献する成果が期待されている。

平成二十四年三月三十日提出
質問 第一六五号

平成二十四年度における地域自主戦略交付金の取り扱いに関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

平成二十四年度における地域自主戦略交付金の取り扱いに関する質問主意書

平成二十四年度における地域自主戦略交付金を一括して設けられた地域自主戦略交付金（以下、「交付金」という。）は、二十四年度予算案において、交付対象を政令指定都市まで拡大し、対象事業も十八事業と増えている。また、沖縄分を除く都道府県分の金額についても、二十三年度予算額四千七百七十二億円から増額されて五千五百十五億円程度の計上となっている。既存九事業分は約五％の減額となっており、配分の算定は引き続き内閣府の事務とされているなど、疑問点が残るものの、配分基準や地方側への交付時期など、二十四年度の交付金の取り扱いについて、以下六項目にわたり質問する。

一 平成二十三年度の交付金の算定基準として用いられた指標を具体的に確認する。

二 平成二十四年度の交付金の算定基準はいつ頃確定するのか、伺う。

三 平成二十四年度の交付金の都道府県分の算定基準は、対象事業の増加に伴い、用いられる指標が追加されるものと思うが、その内容を具体的に伺う。

四 平成二十四年度の交付金の政令指定都市分の算定基準として用いられる指標を具体的に伺う。

五 平成二十三年度は初年度ということもあり、交付がやや遅れ、都道府県側の執行がずれ込んだと聴いているが、最初の交付限度額の通知時期及び各府省への予算の移し替えの時期を確認する。また、都道府県の事業執行のずれ込みの影響について、内閣府が具体的に把握している事柄があれば示されたい。

六 平成二十四年度の交付限度額の通知時期及び各府省への予算の移し替えの時期はいつ頃を想定しているのか、伺う。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一六五号
平成二十四年四月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出平成二十四年度における地域自主戦略交付金の取り扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員橘慶一郎君提出平成二十四年度における地域自主戦略交付金の取り扱いに関する質問に対する答弁書

一について
平成二十三年度の地域自主戦略交付金におけ

る各都道府県への交付限度額の算出に用いられた客観的指標の項目は、道路延長、港湾水際線延長、河川要改修延長、土砂災害危険箇所数、流域下水道未整備等管渠延長、流域下水道未整備等処理場処理能力、都市計画区域面積、公営住宅管理戸数、耕地面積、林野面積、漁港海岸線延長、第一次産業就業者数、財政力指数、未耐震水道管路延長、地方道路延長、自動車保有台数、人口集中地区人口、工業用水道事業計画給水能力、都道府県立高等学校専門学科数、長距離自然歩道延長、長距離自然歩道利用者数及び総人口である。

二について

平成二十四年度の地域自主戦略交付金の交付限度額の算出方法は、平成二十四年四月六日付で交付限度額とともに各都道府県及び各政令指定都市に対して通知したところである。

三について

平成二十四年度の地域自主戦略交付金における各都道府県への交付限度額の算出に新たに用いられる客観的指標の項目は、学校数、国定公園面積、障害者支援施設等の定員数、基準病床数及び都道府県立自然公園面積である。

四について

平成二十四年度の地域自主戦略交付金における各政令指定都市への交付限度額の算出に用いられる客観的指標の項目は、道路延長、港湾水際線延長、河川要改修延長、公共下水道未整備等管渠延長、公共下水道未整備等処理場処理能力、都市計画区域面積、公営住宅管理戸数、漁港海岸保全区域延長、未耐震水道管路延長、工業用水道事業計画給水能力、高等学校専門学科数、学校数、障害者支援施設等の定員数、六十

五歳以上人口、人口集中地区以外の地区の人口及び総人口である。

五について

平成二十三年度の地域自主戦略交付金については、内閣府において、継続事業の事業見込額等を勘案して算出する予算額の九割程度の部分に係る交付限度額は平成二十三年四月一日付けで各都道府県に通知し、同月十二日までに各都道府県から内閣府に提出された事業実施計画に基づき、同年五月十一日(岩手県及び福島県については同月三十一日)付けで各事業を所管する府省に予算の移替えを行ったところである。また、都道府県の事業執行の影響について、具体的な事柄は把握していない。

六について

平成二十四年度の地域自主戦略交付金については、継続事業の事業見込額等を勘案して算出する交付限度額及び客観的指標に基づいて算出する交付限度額の双方とも、平成二十四年四月六日付けで各都道府県及び各政令指定都市へ通知している。これらの交付限度額の一部については、同日付けで各事業を所管する府省に予算の移替えを行ったところであり、残額については、今後、各都道府県及び各政令指定都市から内閣府に提出される事業実施計画に基づき、予算の移替えを行う予定である。

平成二十四年四月二日提出
質問 第一六六号

原子力発電所事故に対処するためのウクライナとの協力及び野田内閣とウクライナとの関係に関する再質問主意書

提出者 木村 太郎

原子力発電所事故に対処するためのウクライナとの協力及び野田内閣とウクライナとの関係に関する再質問主意書

本年三月十九日提出、「原子力発電所事故に対処するためのウクライナとの協力及び野田内閣とウクライナとの関係に関する質問主意書」(質問第一四二号)で、当時において、民主党日本・ウクライナ・モルドバ友好議員連盟の最高顧問である民間人と会長である長島現総理補佐官及び顧問の野田現総理との関係について事実確認したが、本年三月二十七日受領、内閣衆質一八〇第一四二号においては、協定の締結に関する折衝に限定した答弁であり、非公式の場における折衝などが含まれておらず、加えて、野田総理に対する質問については一切触れられていないため、質問事項に対しての正視した答弁とは言い難い内容と考える。従って、次の事項について再度政府に質問する。

一 民主党日本・ウクライナ・モルドバ友好議員連盟は何時結成されたのか示されたい。

二 一に關連し、結成当時において、民間人を最高顧問に据え、顧問に野田現総理、会長に長島現総理補佐官、役員に細野環境大臣が名を連ねていたのは事実なのか示されたい。

三 一及び二に關連し、民主党日本・ウクライナ・モルドバ友好議員連盟がウクライナと日本の文化交流、経済協力関係を構築することを目的に、議員連盟が訪問しようとする前における平成二十一年九月頃、長島現総理補佐官(当時防衛大臣政務官)がウクライナ首相宛の親書を議員連盟の最高顧問である民間人に託したことがあるのか示されたい。

四 一〜三に關連し、野田総理は、民主党日本・ウクライナ・モルドバ友好議員連盟の最高顧問

である民間人の関係する企業から顧問料を頂いた事実があるのか示されたい。

五

一〜四に關連し、民主党政権発足直後において、野田現総理を代表とするグループの勉強会を議員連盟の最高顧問である民間人が中心となつて立ち上げていた事実があるのか示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一六六号

平成二十四年四月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出原子力発電所事故に対処するためのウクライナとの協力及び野田内閣とウクライナとの関係に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出原子力発電所事故に対処するためのウクライナとの協力及び野田内閣とウクライナとの関係に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「民主党日本・ウクライナ・モルドバ友好議員連盟」の活動等については、特定の政党の活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

四及び五について

お尋ねについては、政治家個人としての活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し発射中止を求める決議案

平成二十四年四月十二日

提出者

小平 忠正	松野 頼久
山井 和則	笠 浩史
田名部 匡代	糸川 正晃
鷲尾 英一郎	佐藤 勉
高木 毅	遠藤 乙彦
渡辺 浩一郎	山内 康一
中島 正純	松木 けんこう
園田 博之	
賛成者	
城島 光力	五十名

北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し発射中止を求める決議

去る三月十六日、北朝鮮は四月十二日から十六日の間に人工衛星を打ち上げると発表し、先に合意に至った米朝対話など国際社会の努力に対して逆行する姿勢を頑なにとっている。

北朝鮮は、二〇〇九年四月に人工衛星の打ち上げと称して弾道ミサイルを発射しており、さらに今回、打ち上げが強行されれば、弾道ミサイル計画に關連する全ての活動の停止を規定した国連安保理決議第一六九五号、並びに弾道ミサイルの発射又はその技術を使用した発射の禁止を規定した第一七一八号及び第一八七四号に違反することは明白であり、国際社会の意思を再三無視した暴挙の繰り返しとなる。

人工衛星であれ弾道ミサイルであれ、北朝鮮のかかる行為は、我が国のみならず北東アジア地域の

の平和と安定を損なう行為として断じて容認できない。本院は、発射予告に対して断固たる抗議を行うとともに、発射の無条件中止を強く求める。政府は、発射に備えて、国民の生命・財産を守るための万全の体制を構築し、その運用に遺漏なきを期するとともに、米国、中国、韓国をはじめとする国際社会と連携し、北朝鮮に対して発射の中止を求める働き掛けを最後まで継続し、問題の平和的解決が図られるよう努力すべきである。右決議する。

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案
右の議案を提出する。

平成二十四年三月三十日

提出者

武正 公一 田島 一成
山花 郁夫 森山 裕
赤澤 亮正 斉藤 鉄夫
賛成者
城島 光力外 二十二名

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律
(郵政民営化法の一部改正)

第一条 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第六章 郵便事業株式会社

第一節 設立等(第七十条―第七十

第三節 移行期間中の業務に関する

第七章 郵便局株式会社

二条) 式会社法等の特例(第七十三条・第七十四条)の特例等(第七十五条―第七十八条)

を「第六章 削除 日本郵便株式会社」に、「第三節

移行期間中の業務に関する特例等(第九十条―第九十三条)を「第三節 承継会社の再編成に

関する日本郵便株式会社法等の特例(第八十九

条の二―第八十九条の六)に、「第二節 業務

等の承継等(第六百六十六条―第七百六十六

条)を「第二節 業務等の承継等(第六百六十六

条)第三節 承継会社の再編成(第七百六十六

条の二―第七百六十六條の五)に、「第七百九

十七条」を「第九十六条」に改める。

第一条中「ゆだねる」を「委ねる」に、「かんが

み、平成十六年九月十日に閣議において決定さ

れた郵政民営化の基本方針に則して行われる」

を「鑑み、株式会社としての確に郵政事業法律の規

定により、郵便局において行うものとされ、及

び郵便局を活用して行うことができるものとさ

れる事業をいう。以下同じ。の経営を行わせる

ための」に改める。

第六條の次に次の一條を加える。

(承継会社の再編成)

第六條の二 郵便局株式会社は、郵政民営化法

等の一部を改正する等の法律(平成二十四年

法律第 号。以下「平成二十四年改正法」とい

う。の施行の日(以下「平成二十四年改正法

施行日」という。)に、その商号を日本郵便

株式会社に変更するものとする。

2 日本郵便株式会社は、平成二十四年改正法

施行日に、郵便事業株式会社を合併

により承継するものとする。

第七條第二項中「移行期間(平成十九年十月一

日から平成二十九年九月三十日までの期間をい

を処分することを旨とし、郵便貯金銀行及び郵便

便保険会社の経営状況、次条に規定する責務の

履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期

に、「」に改め、同条の次に次の三條を加える。

(郵政事業に係る基本的な役務の確保)

第七條の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株

式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及

び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用で

きる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方

法により郵便局で一体的に利用できるように

するとともに将来にわたりあまねく全国にお

いて公平に利用できることが確保されるよう

う、郵便局ネットワークを維持するものとす

る。

2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事

業の実施に当たっては、その公益性及び地域

性が十分に発揮されるようにするものとす

る。

第七條の三 政府は、前条に規定する責務の履

行の確保が図られるよう、必要な措置を講ず

るものとする。

(郵便局における旧郵便貯金及び旧簡易生命

保険の取扱い)

第七條の四 機構が公社から承継した郵便貯金

及び簡易生命保険は、確実に郵便局において

取り扱われるものとする。

第八條中「承継会社」を「日本郵政株式会社、

日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保

険会社」に改め、「移行期間」の下に「(第百四

(情報の公表)

第八條の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株

式会社は、郵政事業についての国民の理解を

得るため、その経営の状況に関する情報を公

表するものとする。

第十九條第一項第一号中「承継会社の経営状

況及び」を「日本郵政株式会社、日本郵便株

式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営

状況並びに」、「進捗状況」を「進捗状況」に、「見直

し」を「検証」に改め、同項第二号中「第六十二

条第三項」の下に「(同条第四項において準用する

場合を含む。)」を加え、「第七十八條第二項、第

九十三條第二項」を「第九十三條第二項、第百十

条の二第三項」に改め、「第百二十條第二項」の

下に、「第百三十八條の二第三項」を加える。

第二十六條中「平成二十九年九月三十日」を

「移行期間の末日」に改める。

第六十一條中「及び附則第二條第一項」を削

り、同条第一号中「及び第百三十四條第一号」を

「第百十條の二第一項、第百三十四條第一号

及び第百三十八條の二第一項」に改める。

第六十二條第一項中「移行期間中に」を削

り、「の全部を段階的に処分しなければならな

い」を「について、その全部を処分することを目

指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状

況、第七條の二に規定する責務の履行への影響

等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分する

ものとする」に改め、同条第二項中「及び機構

」を削り、同項各号中「全部」を「二分の一以上」

に改め、同条に次の一項を加える。

4 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行又は郵便

保険会社の株式の全部を処分した場合につい

ては、前二項の規定を準用する。この場合に

第三百三十五條第一項中「総務大臣は」の下に「第六十二條第三項の規定により日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に」を加え、同項第二号中「郵便局株式会社を」を「日本郵便株式会社」に改める。

第三百三十八條第二項第四号中「郵便事業株式会社又は郵便局株式会社を」又は「日本郵便株式会社」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三百三十八條の二 郵便保険会社については、第六十二條第二項の規定により日本郵政株式会社及び郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、前条第一項本文、第二項及び第三項の規定は適用しない。この場合において、郵便保険会社が同条第一項本文に規定する保険の引受け、同条第二項各号に掲げる方法以外の方法による資産の運用及び同条第三項に規定する業務を行うとするとときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

2 郵便保険会社は、前項後段の規定により業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項後段の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

第十一章に次の一節を加える。
第三節 承継会社の再編成

(郵便局株式会社の定款の変更)

第七百七十六條の二 郵便局株式会社は、次に定めるところにより、定款の変更をするものとする。

一 その目的を日本郵便株式会社法その他の関係法律の規定に適合するものとする。

二 その商号を日本郵便株式会社とする。

三 平成二十四年改正法施行日を当該定款の変更の効力が発生する日とすること。

(日本郵便株式会社及び郵便事業株式会社の合併)

第七百七十六條の三 日本郵便株式会社及び郵便事業株式会社は、次に定めるところにより、合併をするものとする。

一 日本郵便株式会社を吸収合併存続会社(会社法第七百四十九條第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。)とし、郵便事業株式会社を吸収合併消滅会社(同項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。)とすること。

二 平成二十四年改正法施行日を効力発生日(会社法第七百四十九條第一項第六号に規定する効力発生日をいう。)とすること。
(準備行為)

第七百七十六條の四 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第四條第四項の規定の例により、日本郵便株式会社が同項の規定により届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第六條第二項の規定の例により、日本郵便株式会社が同項の規定により届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第七條の規定の例により、日本郵便株式会社が同条の規定により届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

4 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第十條の規定の例により、日本郵便株式会社が平成二十四年改正法施行日を含む事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

5 第二項の規定により届け出た事項は、平成二十四年改正法施行日において、郵便局(日本郵便株式会社法第二條第四項に規定する郵便局をいい、簡易郵便局法第七條第二項に規定する簡易郵便局を含む。)を日本郵便株式会社が同項の規定に適合して設置することとしているものでなければならない。

6 第三項の規定により届け出た事項は、平成二十四年改正法施行日において、次の各号に掲げる契約を日本郵便株式会社が当該各号に定める者を相手方として締結しているものでなければならない。

一 日本郵便株式会社法第二條第二項に規定

する銀行窓口業務契約 郵便貯金銀行
二 日本郵便株式会社法第二條第三項に規定する保険窓口業務契約 郵便保険会社
(在職期間の通算)

第七百七十六條の五 日本郵便株式会社は、平成二十四年改正法施行日の前日に郵便局株式会社又は郵便事業株式会社の職員として在職する者(第六十七條の規定によりこれらの株式会社の職員となつた者に限る。)で承継会社の再編成により引き続き日本郵便株式会社の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二條第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続き在職期間を日本郵便株式会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

2 平成二十四年改正法施行日の前日に郵便局株式会社又は郵便事業株式会社の職員として在職する者(第六十七條の規定によりこれらの株式会社の職員となつた者に限る。)が、承継会社の再編成により引き続き日本郵便株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本郵便株式会社の職員として在職した後引き続き在職する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の郵便局株式会社又は郵便事業株式会社の職員としての在職期間及び日本郵便株式会社の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が郵便局株式会社若しくは郵便事

業株式会社又は日本郵便株式会社を退職した
ことにより退職手当(これに相当する給付を
含む。)の支給を受けているときは、この限り
でない。

第百七十七条を次のように改める。

(登録免許税に係る課税の特例)

第百七十七条 承継会社の再編成に伴い日本郵
便株式会社が受ける登記又は登録で平成二十
四年改正法施行日以後一年以内に受けるもの
については、登録免許税を課さない。

第百八十条第一項第一号中「引き続き」を
「引き続き、施行日から平成二十四年改正法
施行日の前日までの間にあつては平成二十四
年改正法第三条の規定による改正前の」に改め、
「郵便局株式会社に」の下に、「平成二十四年改
正法施行日から当該相続の開始の前までの間
にあつては日本郵便株式会社法第二条第四項に
規定する郵便局の用に供するため日本郵便株式
会社に」を加え、同項第二号中「郵便局株式会
社」を「日本郵便株式会社(当該相続が平成二十
四年改正法施行日前に開始した場合には、当該
相続の開始の日から平成二十四年改正法施行日
の前日までの間にあつては郵便局株式会社、平
成二十四年改正法施行日以後にあつては日本郵
便株式会社)」に、「同日を」当該相続の開始の
日」に改める。

第百八十四条の見出し中「設立及び承継等」を
「承継会社の再編成」に改め、同条第一項中「次
の各号に掲げる」を「第十一章第三節の」に、「当
該各号に定める大臣」を「総務大臣」に改め、「公
社又は」を削り、「日本郵政株式会社」の下に
「郵便事業株式会社又は郵便局株式会社」を加
え、同項各号を削り、同条第二項を削る。

第百八十九条中「この法律の適用がある場合
における公社法その他の法令の規定に関する必
要な技術的読替え、承継会社等の設立並びに公
社の解散及び業務等の承継」を「承継会社の再編
成」に改める。

第百九十五条中「日本郵政株式会社」の下に
「郵便事業株式会社又は郵便局株式会社」を加
え、同条第三号中「第百八十四条第一項」を「第
百八十四条」に改める。

第百九十六条中第四号を削り、第三号を第四
号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次
の一号を加える。

二 第百十條の二第一項後段、第百十二條第
一項若しくは第二項、第百二十條第一項、
第百三十八條の二第一項後段、第百四十條
第一項又は第百四十九條第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出をしたと
き。

第百九十六条第十二号を削る。

第百九十七条を削る。

附則第二条第二号中「第六章第三節、第七章
第三節」を「第七章第四節」に、「平成二十九
年九月三十日」を「移行期間の末日」に改める。

(日本郵政株式会社法の一部改正)

第二条 日本郵政株式会社法(平成十七年法律第
九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十二条」に、「第十四
条―第十七条」を「第十三条―第十六条」に、「第
十八条―第二十三条」を「第十七条―第二十二
条」に改める。

第一条中「郵便事業株式会社及び郵便局株式
会社」を「日本郵便株式会社」に、「これらの株
式会社」を「日本郵便株式会社」に、「並びにこ

れらの株式会社」を「及び日本郵便株式会社」に
改める。

第四条第一項第一号から第三号までの規定中
「郵便事業株式会社及び郵便局株式会社」を「日
本郵便株式会社」に改める。

第六条を削る。

第五條の見出し中「郵便事業株式会社等」を
「日本郵便株式会社」に改め、同条中「郵便事業
株式会社及び郵便局株式会社」を「日本郵便株式
会社」に改め、同条を第六条とし、第四条の次
に次の一条を加える。

(責務)

第五条 会社は、その業務の運営に当たつて
は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権
債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生
命保険の役務を利用者本位の簡便な方法によ
り郵便局で一体的にかつあまねく全国におい
て公平に利用できるようにする責務を有す
る。

2、前項の「生命保険」又は「郵便局」とは、それ
ぞれ日本郵便株式会社法(平成十七年法律第
百号)第二条第三項又は第四項に規定する生
命保険又は郵便局をいう。

第八条第一項中「第二十二條第三号」を「第二
十一條第三号」に改める。

第十二條中「毎事業年度終了後三月以内に、
その事業年度」を「総務省令で定めるところによ
り、毎事業年度」に改め、「事業報告書」の下に
「その他会社の財産、損益又は業務の状況を示
す書類として総務省令で定める書類」を加え
る。

第十三條を削る。

第三章中第十四條を第十三條とし、第十五條

を第十四條とし、第十六條を第十五條とし、同
条の次に次の一条を加える。

(情報の公表)

第十六條 会社は、その株式が金融商品取引法
(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第
一項第一号に規定する有価証券に該当しない
ときは、同号に規定する有価証券の発行者が
同法第二十五条第二項の規定により公衆の縦
覧に供しなければならぬ書類の写しに記載
される情報を勘案して総務省令で定める情報
を、総務省令で定めるところにより、公表し
なければならない。

2 会社は、前項に定めるもののほか、第四条
第二項、第九条又は第十条の規定による認可
を受けたときは、総務省令で定めるところに
より、その旨を公表しなければならない。

第十七條を削る。

第四章中第十八條を第十七條とし、第十九條
を第十八條とする。

第二十條第一項中「第十八條第一項」を「第十
七條第一項」に改め、同条を第十九條とする。

第二十一條中「第十五條第一項」を「第十四
條第一項」に改め、同条を第二十條とする。

第二十二條第二号中「第五條」を「第六條」に、
「郵便事業株式会社及び郵便局株式会社」を「日
本郵便株式会社」に改め、同条第六号中「若しく
は事業報告書」を「事業報告書若しくは同条の
総務省令で定める書類」に改め、同条第七号中
「第十四條第二項」を「第十三條第二項」に改め、
同条に次の一号を加える。

八 第十六條第一項又は第二項の規定による
公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第二十二條を第二十一條とし、第二十三條を

第二十二條とする。

附則第二条第一項中「平成二十四年九月三十日までの間」を「当分の間」に改め、「ほか」の下に、「同条に規定する業務の遂行に支障のない範囲内」を加え、「ものとする」を「ことができる」に改め、同項第一号中「譲渡又は廃止」を「運営又は管理」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「前項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する」を「前項に規定する」に改める。

附則第三条中「よう努める」を削る。

(郵便局株式会社法の一部改正)

第三条 郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本郵便株式会社法

目次中「第十二条」を「第十四条」に、「第十三条―第十五条」を「第十五条―第十八条」に、「第十六条―第二十一条」を「第十九条―第二十四条」に改める。

第一条中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「郵便窓口業務及び」を「郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに」に改める。

第二条第一項中「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に改め、同条第二項中「郵便窓口業務」の下に、「銀行窓口業務及び保険窓口業務」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「銀行窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約(以下「銀行窓口業務契約」という。)を締結する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規

定する銀行(以下「関連銀行」という。)を所属

銀行(同条第十六項に規定する所属銀行をいう。)として営む銀行代理業(同条第十四項第一号及び第三号に掲げる行為に係るものであつて、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)をいう。

一 会社が第五条の責務を果たすために銀行代理業を営むこと。

二 会社が営む銀行代理業の具体的な内容及び方法

三 会社の営業所であつて、銀行代理業を行うものの名称及び所在地

四 その他総務省令で定める事項

3 この法律において「保険窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約(以下「保険窓口業務契約」という。)を締結する保険業法平成十七年法律第五十五号)第二条第三項に規定する生命保険会社(株式会社に限る。以下「関連保険会社」という。)を所属保険会社等として営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行(同法第三条第四項第一号に掲げる保険(第五条において「生命保険」という。)に係るものであつて、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)をいう。

一 会社が第五条の責務を果たすために保険募集及び関連保険会社の事務の代行を営むこと。

二 会社が営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行の具体的な内容及び方法

三 会社の営業所であつて、保険募集及び関連保険会社の事務の代行を行うものの名称

及び所在地

四 その他総務省令で定める事項

5 この法律において「銀行代理業」とは、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。

6 この法律において「所属保険会社等」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法第二条第二十四項又は第二十六項に規定する所属保険会社等又は保険募集をいう。

第三条中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の規定により行う郵便の業務

第四条第一項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号中「郵便事業株式会社」を「国」に改め、同号を同項第六号とし、同項第一号の次に次の四号を加える。

二 銀行窓口業務

三 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使

四 保険窓口業務

五 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使

改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「銀行業及び生命保険業の代理業務その他の」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項第一号として次の一号を加える。

一 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第一条第一項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行

第四条第四項中「第二項第二号」を「第二項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定は、同項第二号の規定により会社が営む銀行窓口業務以外の銀行代理業又は同項第四号の規定により会社が営む保険窓口業務以外の保険募集若しくは所属保険会社等の事務の代行を第二項又は第三項の規定により会社が営むことを妨げるものではない。

第二十一条を第二十四条とする。

第二十条第二号及び第三号を次のように改める。

二 第六条第二項の規定に違反して、同項の届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

三 第七条の規定に違反して、同条の届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

第二十条第四号を削り、同条第五号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「第九条」を「第十条」に、「を提出しなかつた」を「の認可を受けなかつた」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中

「第十条」を「第十一条」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「第十二条」を「第十三条」に、「若しくは事業報告書」を「事業報告書若しくは同条の総務省令で定める書類」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 第十四条の規定に違反して、同条に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をした同条に規定する書類を提出したとき。

第二十号第十号中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

十一 第十八条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第二十号を第二十三条とする。

第十九条中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第二十二条とする。

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条を第二十条とし、第十六条を第十九条とする。

第十五条中「第六条第一項、第十条又は第十一条」を「第十条、第十一条又は第十二条」に改め、第三章中同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(情報の公表)

第十八条 会社は、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項第一号に規定する有価証券の発行者が同法第二十五条第二項の規定により公衆の縦覧に供しなければならぬ書類の写しに記載される情報

を勘案して総務省令で定める情報を、総務省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2 会社は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一 第四条第四項、第六条第二項又は第七条の規定による届出をしたとき。

二 第十条の規定による認可を受けたとき。

三 第十四条の規定による提出をしたとき。

第十四条を第十六条とする。

第十三条第一項第一号を次のように改める。

一 郵便法

第十三条第一項第二号を同項第七号とし、同項第一号の次に次の五号を加える。

二 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)

三 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)

四 簡易郵便局法

五 お年玉付郵便葉書等に関する法律

六 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)

第十三条を第十五条とする。

第十二条中「毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度」を「総務省令で定めるところにより、毎事業年度」に改め、「事業報告書」の下に「その他会社の財産、損益又は業務の状況を示す書類として総務省令で定める書類」を加え、第二章中同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(収支の状況)

第十四条 会社は、総務省令で定めるところに

より、毎事業年度の次に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

一 第四条第一項第一号及び第六号並びに第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第四条第一項第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

四 前三号に掲げる業務以外の業務

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条中「に提出しなければならない」を「の認可を受けなければならない」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項中「第二十条第五号」を「第二十三条第四号」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とする。

第六条を削る。

第五条に次の一項を加える。

2 会社は、総務省令で定めるところにより、業務開始の際、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 郵便局の名称及び所在地

二 会社の営業所であつて、郵便窓口業務を行うもののうち、銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものの名称及び所在地

第五条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の内容の届出)

第七条 会社は、総務省令で定めるところによ

り、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する前に、その内容を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(責務)

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一条を加える。

(業務の特例)

第二条 会社は、当分の間、第四条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を営むものとする。

一 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一号)第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務

二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十八条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定により会社の業務が営まれる間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第四項	及び保険窓口業務	、保険窓口業務、附則第二条第一項一号に掲げる業務(以下「受託郵便貯金管理業務」という。)及び同項第二号に掲げる業務(以下「受託簡易生命保険管理業務」という。)
第四条第二項	前項	前項及び附則第二条第一項
第四条第三項	前二項	前二項及び附則第二条第一項
第六条第二項第二号	又は保険窓口業務	、保険窓口業務、受託郵便貯金管理業務又は受託簡易生命保険管理業務
第十四条第二号	第三号	第三号並びに附則第二条第一項第一号
第十四条第三号	第五号	第五号並びに附則第二条第一項第二号

(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部改正)

第四条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「委託することができ」を「委託しなければならない」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

三 当該委託を受ける者が日本郵便株式会社以外の者であるときは、次項の規定により日本郵便株式会社に再委託するものであること。

第十八条第一項中「委託することができ」を「委託しなければならない」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

三 当該委託を受ける者が日本郵便株式会社以外の者であるときは、次項の規定により日本郵便株式会社に再委託するものであること。

(郵便事業株式会社法及び日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律の廃止)

第五条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 郵便事業株式会社法(平成十七年法律第九十九号)

二 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律(平成二十一年法律第百号)

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第一条の規定「郵政民営化法目次中第六章 郵便事業株式会社(第七十二条)」
第一節 設立等(第七十二条)
第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等第三節 移行期間中の業務に関する特例等第七章 郵便局株式会社

の特例(第七十三条・第七十四条)を「第六章(第七十五条 第七十八条)」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第九十五条第一項、同項第二号及び第九十六条第一項第二号ホの改正規定、同法第九十条の次に一条を加える改正規定、同法第九十五条第一項、同項第二号及び第九十六条第二項第四号の改正規定、同法第九十八条の次に一条を加える改正規定、同法第九十九条第一項、同項第二号及び第九十九条の次に一節を加える改正規定(第七百七十六條の五に係る部分に限る)、同法第九百八十条第一項第一号及び第二号並びに第九百九十六條の改正規定(第九百九十二條を除く)並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く、第二条のうち日本郵政株式会社法附則第二条及び第三条の改正規定、第五条(第二号に係る部分に限る)の規定、次条の規定、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の規定、附則第三十八條の規定「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)附則第二条第一項、第四十九條、第五十五條及び第七十九條第二項の改正規定、附則第九十條の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一條及び第九十五條の改正規定を除く」、附則第四十條から第四十四條までの規定、附則第四十五條中総務省設置法(平成十一年法律

第九十一号)第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六條及び第四十七條の規定は、公布の日から施行する。

(郵政民営化法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間における第一条の規定による改正後の郵政民営化法の規定の適用については、同法第六十三條第一項中「第十三條第一項」とあるのは「第十四條第一項」と、「第十四條第一項」とあるのは「第十五條第一項」と、同条第二項中「第十三條第二項」とあるのは「第十四條第二項」とする。

(日本郵政株式会社法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の日本郵政株式会社法(以下この条において「旧法」という。)の規定により日本郵政株式会社に對して行い、又は日本郵政株式会社が對して行つた処分、手続その他の行為(郵政民営化法第五十二條の規定により旧法第四條第二項の認可を受けたものとみなされる業務に係る郵政民営化法第六十三條第三項の認可を含む)は、第二条の規定による改正後の日本郵政株式会社の法に對する規定により日本郵政株式会社に對して行い、又は日本郵政株式会社が對して行つた処分、手続その他の行為とみなす。

(郵便局株式会社法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日の前日までの間に含む第三條の

規定による改正前の郵便局株式会社法第三項において「旧法」という。第六条第六項に規定する地域貢献業務計画の実施状況に関する報告書の提出及び公表については、日本郵便株式会社が従前の例により行うものとする。

2 郵便局株式会社の施行日の前日を含む事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の提出については、日本郵便株式会社が従前の例により行うものとする。

3 第一条の規定による改正後の郵政民営化法第八十九条の二から第八十九条の五までに定めるもののほか、旧法の規定により郵便局株式会社に對して行い、又は郵便局株式会社が行った処分、手続その他の行為は、第三条の規定による改正後の日本郵便株式会社法（次項において「新法」という。）の相当する規定により日本郵便株式会社に對して行い、又は日本郵便株式会社が行った処分、手続その他の行為とみなす。

4 新法第三条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本郵便株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（郵便事業株式会社法の廃止に伴う経過措置）

第六条 施行日をその期間に含む郵便事業株式会社法第四条第一項に規定する実施計画に係る期間は、同項の規定にかかわらず、施行日の前日に終了するものとする。

第七条 施行日の前日をその期間に含む第五条の規定による廃止前の郵便事業株式会社法（以下この条において「旧法」という。）第四条第五項に規定する社会貢献業務計画の実施状況に関する報告書の提出及び公表については、日本郵便株式会社が従前の例により行うものとする。

2 郵便事業株式会社の施行日の前日を含む事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の提出については、日本郵便株式会社が従前の例により行うものとする。

3 郵便事業株式会社の施行日の前日を含む事業年度の旧法第三条第一項及び第二項に規定する業務並びに同条第三項に規定する業務の区分ごとの収支の状況の公表については、日本郵便株式会社が従前の例により行うものとする。

4 旧法の規定により郵便事業株式会社に對して行い、又は郵便事業株式会社が行った処分、手続その他の行為は、第三条の規定による改正後の日本郵便株式会社の規定に對して行い、又は日本郵便株式会社が行った処分、手続その他の行為とみなす。

（水難救護法の一部改正）

第八条 水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「郵便事業株式会社ノ事業所」を「日本郵便株式会社ノ事業所（郵便ノ業務ヲ行フモノニ限ル）」に改める。

（郵便法の一部改正）

第九条 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第五十九条第二項中「であり、かつ、管理又は監督の地位にある者」を削る。

第六十条第二号中「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に改める。

第六十二条中「又は会社における管理若しくは監督の地位にある者でなくなつた場合」を削る。

（郵便法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 郵便局株式会社は、施行日前に、前条の規定による改正後の郵便法（以下この条及び次条において「新法」という。）第六十七条第一項及び第二項の規定の例により郵便に関する料金（同条第一項に規定する郵便に関する料金をいう。次項において同じ。）を定め、総務大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定により届け出た郵便に関する料金は、施行日において、新法第六十七条第一項の規定により日本郵便株式会社が定めて届け出た郵便に関する料金とみなす。

3 郵便局株式会社は、施行日前に、新法第六十七条第三項及び第四項の規定の例により第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

4 前項の規定により認可を受けた第三種郵便物及び第四種郵便物の料金は、施行日において、新法第六十七条第三項の規定により日本郵便株式会社が定めて認可を受けた第三種郵便物及び第四種郵便物の料金とみなす。

5 郵便局株式会社は、施行日前に、新法第六十八条の規定の例により郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

6 前項の規定により認可を受けた郵便約款は、施行日において、新法第六十八条第一項の規定により日本郵便株式会社が定めて認可を受けた郵便約款とみなす。

7 郵便局株式会社は、施行日前に、新法第七十条の規定の例により郵便業務管理規程（同条第一項に規定する郵便業務管理規程をいう。次項において同じ。）を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

8 前項の規定により認可を受けた郵便業務管理規程は、施行日において、新法第七十条第一項の規定により日本郵便株式会社が定めて認可を受けた郵便業務管理規程とみなす。

第十一条 附則第九条の規定による改正前の郵便法（次項において「旧法」という。）第二十九条の規定により郵便事業株式会社が発行した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証券は、新法第二十九条の規定により日本郵便株式会社が発行した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証券とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第五十九条第一項の規定により任命されている郵便認証司は、新法第五十九条第二項の規定により日本郵便株式会社がした推薦に基づいて同条第一項の規定により任命された郵便認証司とみなす。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第十二条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同項第一号中「若しくは郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局をいう。以下同じ。）を（郵便の業務を行うものに限る。以下この項において同じ。）に改め、同項第二号及び第三号中「又は郵便局」を削り、同項第四号及び第五号中「郵便局」を削る。

（郵便切手類販売所等に関する法律等の一部改正）

第十三条 次に掲げる法律の規定中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

一 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)第二条第一項 二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四百二十二条第五項及び第百八十三条の二 三 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第八条第四項及び第五項 四 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第四十三条第一項及び第四項 五 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第七条第一項から第七項まで及び第八条第一項第二号六 郵便切手類模造等取締法(昭和四十七年法律第五十号)第一条第一項 (郵便切手類販売所等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第十四条 郵便局株式会社は、施行日前に、前条の規定による改正後の郵便切手類販売所等に関する法律(次項において「新法」という。)第二条各項に規定する基準を定め、それぞれ同条各項の規定の例により、総務大臣の認可を受けることができる。 2 前項の規定により認可を受けた新法第二条各項に規定する基準は、施行日において、それぞれ同条各項の規定により日本郵便株式会社が総務大臣の認可を受けて定めた基準とみなす。 (公職選挙法の一部改正に伴う経過措置) 第十五条 この法律の施行前に郵便事業株式会社がした附則第十三条の規定による改正前の公職選挙法第百四十二条第五項の規定による表示は、附則第十三条の規定による改正後の公職選挙法第百四十二条第五項の規定による表示とみなす。	(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第十六条 課税物品を内容とする郵便物であつてこの法律の施行前に名宛人が受け取つていないもの(以下この条において「受領前郵便物」という。)について附則第十三条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第七条第一項の規定により税関長が郵便事業株式会社を経て発した通知は、当該税関長が当該受領前郵便物について附則第十三条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(以下この条において「新法」という。)第七条第一項の規定により日本郵便株式会社を経て発した通知とみなす。 2 受領前郵便物について旧法第七条第二項の規定により郵便事業株式会社がした送達は、当該受領前郵便物について新法第七条第二項の規定により日本郵便株式会社がした送達とみなす。 3 郵便物に係る内国消費税を納付しようとする者が、旧法第七条第四項又は第五項の規定により当該内国消費税の税額に相当する金銭を郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託したときは、新法第七条第四項又は第五項の規定により当該内国消費税の税額に相当する金銭を日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託したものとみなして、同条第六項及び第七項の規定を適用する。 4 旧法第七条第六項において準用する附則第二十八条の規定による改正前の関税法第七十七条の五第一項の規定による税関長の郵便事業株式会社に対する求めは、新法第七条第六項において準用する附則第二十八条の規定による改正後の	の関税法(以下この項において「新関税法」という。)第七十七条の五第一項の規定による税関長の日本郵便株式会社にに対する求めとみなして、新法第七条第六項(新関税法第七十七条の五第二項の規定を準用する部分に限る。)及び第二十四条(第一号に係る部分に限る。)の規定を適用する。 (郵便窓口業務の委託等に関する法律の一部改正) 第十七条 郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 簡易郵便局法 第一条中「郵便事業株式会社から郵便局株式会社への」と及び「並びにその再委託」を削る。 第三条を削る。 第四条の見出しを「(郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託)」に改め、同条中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社(以下「公社」という。)」に、「委託業務を行う必要がある場合において、」を「郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を」に、「再委託する」を「委託する」に改め、同条を第三条とする。 第五条の前の見出しを削り、同条第一項中「郵便局株式会社」を「公社」に、「再委託」を「委託」に、「委託業務」を「郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務」に改め、同条第二項中「郵便局株式会社」を「公社」に、「再委託された委託業務を委託された郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務」に、「再委託業務」を「委託業務」に改め、同条第三項中「再委託業務」を「委託業務」に改め、同条第三項中「再委託業務」を「委託業務」に改め、同条を第三条とする。	業務」を「委託業務」に改め、同条を第四条とし、同条の前に見出しとして「(受託者の資格)」を付し、第六条を第五条とする。 第七条の見出しを「(委託契約)」に改め、同条中「郵便局株式会社」を「公社」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「再委託業務」を「委託業務」に、「再委託契約」を「委託契約」に改め、同条を第六条とする。 第八条の見出しを「(簡易郵便局の設置及び受託者の呼称)」に改め、同条第一項中「郵便局株式会社」を「公社」に、「再委託業務」を「委託業務」に改め、「施設」の下に「(以下この条において「簡易郵便局」という。)」を加え、同条第二項を次のように改める。 2 簡易郵便局(受託者が当該簡易郵便局において日本郵便株式会社が平成十七年法律第百号)第二条第二項に規定する銀行窓口業務及び同条第三項に規定する保険窓口業務を行う場合に限る。)は、同法第六条第二項第二号を除く。)の規定の適用については、同法第二条第四項に規定する郵便局とみなす。 3 簡易郵便局は、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)第三条第一項、お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第三条第一項、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第十九条(実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)第二条の五第二項、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第六十八条第二項、商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第七十七条第二項及び附則
---	--	---	--

第二十七条第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第四十一条第二項において準用する場合を含む。及び日本郵便株式会社法第六条第二項第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、会社の営業所とみなす。

4 受託者(受託者が団体である場合にあつては、当該団体における委託業務の責任者)は、簡易郵便局長という呼称を用いることができる。

第八条を第七条とする。

第九条の見出し中「再委託業務」を「委託業務」に改め、同条を第八条とする。

第十条の見出しを「(委託契約の解除)」に改め、同条中「郵便局株式会社」を「会社」に、「第六条各号」を「第五条各号」に、「再委託契約」を「委託契約」に改め、同条を第九条とする。

第十一条の前の見出し及び同条を削る。

第十二条に見出しとして「(郵便切手類販売所等に関する法律の適用)」を付し、同条中「施設(郵便窓口業務の委託等に関する法律)」を「施設(簡易郵便局法)」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、「同条第二項及び第三項中「会社」とあるのは「郵便局株式会社」とを削り、同条を第十条とし、第十三条を第十一条とする。

第十四条中「第七条」を「第六条」に、「郵便局株式会社」を「会社」に改め、同条を第十二条とする。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 日本郵便株式会社法附則第二條第一項の規

定により日本郵便株式会社の業務が営まれる間、第七条第二項中「及び同条第三項に規定する保険窓口業務」とあるのは、「同条第三項に規定する保険窓口業務、日本郵便株式会社から独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第一号)第十五条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受けた業務及び日本郵便株式会社から同法第十八条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受けた業務」と、同条第三項中「第六条第二項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えられた同法第六条第二項」とする。

(郵便窓口業務の委託等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 郵便局株式会社は、施行日前に、前条の規定による改正後の簡易郵便局法(次項及び次条において「新法」という。)第六条に規定する基準を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

2 前項の規定により認可を受けた新法第六条に規定する基準は、施行日において、同条の規定により日本郵便株式会社が総務大臣の認可を受けて定めた基準とみなす。

第十九条 特定受託者(この法律の施行の際現に附則第三十八条の規定による改正前の郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下この項において「旧整備法」という。)附則第七十四条第一項の規定の適用を受けている者であつて、施行日以後引き続き新法第六条に規定する委託契約に基づき新法第四条第二

項に規定する委託業務を行う者をいう。以下この項において同じ。)である組合(同条第一項第二号から第四号までに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。)は、特定受託者である間は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第四号に掲げる業務については、旧整備法附則第六十七条第一項の規定により許可を受けたものとみなされる場合に限る。

一 第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(以下この項において「新機構法」という。)第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた日本郵便株式会社から同項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受けた新機構法第十四条第二項に規定する郵便貯金管理業務

二 新機構法第十八条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた日本郵便株式会社から同項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受けた新機構法第十四条第三項に規定する簡易生命保険管理業務

三 日本郵便株式会社から委託を受けた貨物(旧整備法第十四条の規定による改正前の郵便法第三十条に規定する小包郵便物に相当するものとして総務省令で定めるものに限る。)の運送の引受けに関する業務

四 郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十一条第十六項に規定する所屬銀行として行う同条第十四項に規定する銀行代理業

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める業務

2 前項の場合においては、新法第八条の規定を準用する。

(お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正)第二十条 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第三条第一項中「はり付けて」を「貼り付けて」に、「同項の金品の支払又は交付に関する業務の委託を受けた者の営業所を含む」を「郵便の業務を行うものに限る」に改める。

(お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 前条の規定による改正前のお年玉付郵便葉書等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第一条第一項の規定により郵便事業株式会社が発行したくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手は、前条の規定による改正後のお年玉付郵便葉書等に関する法律(以下この条において「新法」という。)第一条第一項の規定により日本郵便株式会社が発行したくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手とみなす。

2 旧法第五条第一項の規定により郵便事業株式会社が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手は、新法第五条第一項の規定により日本郵便株式会社が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手とみなす。

3 旧法第六条の規定により郵便事業株式会社に委託したものとされた寄附金は、新法第六条の規定により日本郵便株式会社に委託したものとされた寄附金とみなす。

(郵便物運送委託法の一部改正)

第二十二條 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第七條中「で会社の事業所」の下に「(郵便の業務を行うものに限る。以下この条及び第十五条第二項において同じ。)」を加える。

(郵便物運送委託法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の郵便物運送委託法(次項において「旧法」という。)第三條第二項の規定により郵便事業株式会社が総務大臣の認可を受けて定めている基準は、前条の規定による改正後の郵便物運送委託法(次項において「新法」という。)第三條第二項の規定により日本郵便株式会社が総務大臣の認可を受けて定めた基準とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十五條第二項の規定により郵便物の取集、運送及び配達を行う者が郵便事業株式会社の事業所に対して行った送付又は通知は、新法第十五條第二項の規定により同項に規定する会社の事業所に対して行った送付又は通知とみなす。

(処分等に関する経過措置)

第二十四條 この附則に定めるもののほか、この法律による改正前の郵便法、郵便切手類販売所等に関する法律、お年玉付郵便葉書等に関する

法律又は郵便物運送委託法の規定により郵便事業株式会社に對してした若しくはすべき、又は郵便事業株式会社がした若しくはすべき処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の郵便法、郵便切手類販売所等に関する法律、お年玉付郵便葉書等に関する法律又は郵便物運送委託法の相當する規定により日本郵便株式会社に對してした若しくはすべき、又は日本郵便株式会社がした若しくはすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(地方税法の一部改正)

第二十五條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一條の三十四第三項第二十五号の二を次のように改める。

二十五の二 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第四條第一項第一号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帶する業務の用に供する施設で政令で定めるもの

附則第十五條第二十五項中「郵便事業株式会社が所有する」を「日本郵便株式会社が所有する郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第 号)第一條の規定による改正前の」に、「の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵便事業株式会社法第三條に規定する業務の用に供するもので政令で定めるもの並びに郵便局株式会社が所有する郵政民営化法を」及び「に、」郵便局株式会社法第四條第一項及び第二項を「日本郵便株式会社法第四條第一項(第三号及び第五号に係る部分を除く。)、第二項及び第三項」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第二十六條 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三條第二号を次のように改める。

二 日本郵便株式会社

附則第二十三條第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

(土地収用法の一部改正)

第二十七條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第十三号の二を次のように改める。

十三の二 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第四條第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設(関税法の一部改正)

第二十八條 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七十四條及び第七十六條第三項から第五項までの規定中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第七十六條の二第一項中「名あて人」を「名宛人」に、「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同條第三項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第七十七條第一項及び第二項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同條第三項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同條第五項中「名あて人」を「名宛人」に、「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第七十七條の二、第七十七條の三(見出しを含む。)、第七十七條の四及び第七十七條の五中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第七十八條第一項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同條第二項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同條第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第七十八條の二第一項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九條 この法律の施行前に郵便事業株式会社が受け取った郵便物(この法律の施行前に発送され、又は名宛人に交付されていないものに限る。以下この条において「施行前受領郵便物」という。)については、日本郵便株式会社が受け取ったものとみなして、前条の規定による改正後の関税法(以下この条において「新法」という。)第七十六條第三項の規定を適用する。この場合において、郵便事業株式会社が当該施行前受領郵便物について前条の規定による改正前の関税法(以下この条において「旧法」という。)第七十六條第三項の規定により提示をしているときは、当該提示は、日本郵便株式会社がしたものとみなす。

2 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七十六條第五項の規定により郵便事業株式会社に発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十六條第五項の規定により日本郵便株式会社に発した通知とみなす。

3 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七十七條第一項の規定により郵便事業株式会社を経て発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十七條第一項の規定により日本郵便株式会社を経て発した通知とみなす。	4 施行前受領郵便物について旧法第七十七條第二項の規定により郵便事業株式会社がした送達は、当該施行前受領郵便物について新法第七十七條第二項の規定により日本郵便株式会社がした送達とみなす。	5 郵便物に係る関税を納付しようとする者が、旧法第七十七條の二第一項の規定により当該関税の税額に相当する金銭を郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託したときは、新法第七十七條の二第一項の規定により当該関税の税額に相当する金銭を日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託したものとみなして、同条第二項及び新法第七十七條の三から第七十七條の五までの規定を適用する。	6 旧法第七十七條の五第一項の規定による税関長の郵便事業株式会社に對する求めは、新法第七十七條の五第一項の規定による税関長の日本郵便株式会社に對する求めとみなして、同条第二項及び新法第七十七條の二(第九號の二に係る部分に限る。)の規定を適用する。	7 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七十八條第一項の規定により郵便事業株式会社に發した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十八條第一項の規定により日本郵便株式会社に發した通知とみなす。
8 郵便事業株式会社が施行前受領郵便物について旧法第七十八條の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により税関長に發した通知は、日本郵便株式会社が当該施行前受領郵便物について新法第七十八條の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により税関長に發した通知とみなす。	(国家公務員共済組合法の一部改正) 第三十條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八號)の一部を次のように改正する。 附則第二十條の三第二項第二號を次のように改める。 二 日本郵便株式会社 附則第二十條の三第二項第三號を削り、第四號を第三號とし、第五號を第四號とし、第六號を第五號とし、同条第三項中「前項第四號又は第五號」を「前項第三號又は第四號」に改める。	(特許法の一部改正) 第三十一條 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一號)の一部を次のように改正する。 第十九條中「郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三號)第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む)」を「日本郵便株式会社の営業所(郵便の業務を行うものに限る)」に改める。 (特許法の一部改正に伴う経過措置) 第三十二條 この法律の施行前に郵便事業株式会	社(郵便事業)の営業所であつて附則第十七條の規定による改正前の郵便窓口業務の委託等に関する法律第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む)に差し出された前条の規定による改正前の特許法第十九條(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三號)第二条の五第二項、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五號)第六十八條第二項、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七號)第七十七條第二項及び附則第二十七條第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、日本郵便株式会社の営業所に差し出された願書又は物件とみなす。 (消費税法の一部改正) 第三十三條 消費税法(昭和六十三年法律第八十號)の一部を次のように改正する。 別表第一第四号イ中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に、「第三条第一項(郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託)に規定する郵便局株式会社(の営業所若しくは同法第八條第一項(施設設置)を「第七条第一項(簡易郵便局の設置及び受	社(郵便事業)の営業所であつて附則第十七條の規定による改正前の郵便窓口業務の委託等に関する法律第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む)に差し出された前条の規定による改正前の特許法第十九條(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三號)第二条の五第二項、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五號)第六十八條第二項、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七號)第七十七條第二項及び附則第二十七條第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、日本郵便株式会社の営業所に差し出された願書又は物件とみなす。 (消費税法の一部改正) 第三十三條 消費税法(昭和六十三年法律第八十號)の一部を次のように改正する。 別表第一第四号イ中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に、「第三条第一項(郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託)に規定する郵便局株式会社(の営業所若しくは同法第八條第一項(施設設置)を「第七条第一項(簡易郵便局の設置及び受
託者の呼称)に、「再委託業務」を「委託業務」に改める。 (民事訴訟法の一部改正) 第三十四條 民事訴訟法(平成八年法律第九十九號)の一部を次のように改正する。 第四百四條第三項第二号中「郵便事業株式会社の営業所(郵便事業株式会社から当該送達の業務の委託を受けた者の営業所を含む)」を「日本郵便株式会社の営業所(郵便の業務を行うものに限る)」に改める。 第六百六條第一項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。 (民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置) 第三十五條 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の民事訴訟法第四百四條第三項第二号に掲げる送達(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第四百四條の規定により当該送達とみなされた送達を含む)は、前条の規定による改正後の民事訴訟法第四百四條第三項の規定の適用については、同項第二号に掲げる送達とみなす。 (地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正) 第三十六條 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第二百十號)の一部を次のように改正する。 第一條中「郵便局株式会社(平成十七年法律第二百十號)第二条第二項に規定する郵便局のうち、郵便局株式会社の営業所である」を「日本郵便株式会社の営業所であつて、簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三號)第二条に規定する郵便窓口業務を行う」に改める。	社(郵便事業)の営業所であつて附則第十七條の規定による改正前の郵便窓口業務の委託等に関する法律第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む)に差し出された前条の規定による改正前の特許法第十九條(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三號)第二条の五第二項、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五號)第六十八條第二項、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七號)第七十七條第二項及び附則第二十七條第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、日本郵便株式会社の営業所に差し出された願書又は物件とみなす。 (消費税法の一部改正) 第三十三條 消費税法(昭和六十三年法律第八十號)の一部を次のように改正する。 別表第一第四号イ中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に、「第三条第一項(郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託)に規定する郵便局株式会社(の営業所若しくは同法第八條第一項(施設設置)を「第七条第一項(簡易郵便局の設置及び受	社(郵便事業)の営業所であつて附則第十七條の規定による改正前の郵便窓口業務の委託等に関する法律第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む)に差し出された前条の規定による改正前の特許法第十九條(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三號)第二条の五第二項、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五號)第六十八條第二項、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七號)第七十七條第二項及び附則第二十七條第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、日本郵便株式会社の営業所に差し出された願書又は物件とみなす。 (消費税法の一部改正) 第三十三條 消費税法(昭和六十三年法律第八十號)の一部を次のように改正する。 別表第一第四号イ中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に、「第三条第一項(郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託)に規定する郵便局株式会社(の営業所若しくは同法第八條第一項(施設設置)を「第七条第一項(簡易郵便局の設置及び受	社(郵便事業)の営業所であつて附則第十七條の規定による改正前の郵便窓口業務の委託等に関する法律第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む)に差し出された前条の規定による改正前の特許法第十九條(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三號)第二条の五第二項、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五號)第六十八條第二項、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七號)第七十七條第二項及び附則第二十七條第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、日本郵便株式会社の営業所に差し出された願書又は物件とみなす。 (消費税法の一部改正) 第三十三條 消費税法(昭和六十三年法律第八十號)の一部を次のように改正する。 別表第一第四号イ中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に、「第三条第一項(郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託)に規定する郵便局株式会社(の営業所若しくは同法第八條第一項(施設設置)を「第七条第一項(簡易郵便局の設置及び受	社(郵便事業)の営業所であつて附則第十七條の規定による改正前の郵便窓口業務の委託等に関する法律第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む)に差し出された前条の規定による改正前の特許法第十九條(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三號)第二条の五第二項、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五號)第六十八條第二項、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七號)第七十七條第二項及び附則第二十七條第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、日本郵便株式会社の営業所に差し出された願書又は物件とみなす。 (消費税法の一部改正) 第三十三條 消費税法(昭和六十三年法律第八十號)の一部を次のように改正する。 別表第一第四号イ中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に、「第三条第一項(郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託)に規定する郵便局株式会社(の営業所若しくは同法第八條第一項(施設設置)を「第七条第一項(簡易郵便局の設置及び受

第三條第二項及び第五項、第四條第一項並びに第五條(見出しを含む。)中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱ひに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十七條 この法律の施行の際現にされている前條の規定による改正前の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱ひに関する法律(次項において「旧法」という。)第三條第一項の規定による指定は、前條の規定による改正後の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱ひに関する法律第三條第一項の規定によりされた指定とみなす。

2 旧法第三條第五項に規定する事務取扱郵便局の職員であつた者に係る同條第一項に規定する郵便局取扱事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十八條 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「平成二十九年九月三十日」を「郵政民営化法第八條に規定する移行期間の末日」に改める。

附則第四十九條第二号を次のように改める。

二 日本郵便株式会社

附則第四十九條中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附則第五十五條中「から第九十五條まで」を「及び第九十四條」に改める。

附則第五十九條中「であつた者」を「から引き続いて第十二條の規定による改正前の国家公務員法(以下この条において「旧法」という。)第二條第二項に規定する一般職に属する国家公務員(旧公社の職員を除く。以下この条及び附則第七十七條において「一般職国家公務員」という。)となり引き続き一般職国家公務員として在職する者」に改め、「(以下この条において「新法」という。)」を削り、同条に後段として次のように加える。

旧公社の職員としての在職期間が旧法第八十二條第二項に規定する要請に応じた退職前の在職期間に含まれる一般職国家公務員について、同様に含まれる一般職国家公務員についても、同様とする。

附則第七十九條第二項中「承継会社は、当該承継会社」を「日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社は、それぞれ日本郵政株式会社、日本郵便株式会社(郵政民営化法第七十六條の二の規定による定款の変更前の郵便局株式会社及び同法第七十六條の三の規定による合併前の郵便事業株式会社を含む。)、郵便貯金銀行及び郵便保険会社」に改める。

附則第九十條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置」を付する。

附則第九十一條を次のように改める。

第九十一條 削除

附則第九十五條中「新国共済法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

員共済組合法」に改める。

附則第七十七條第二項中「であつた者」を「から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者」に改め、同項に後段として次のように加える。

旧公社の職員としての在職期間が第十二條の規定による改正前の国家公務員法第八十二條第二項に規定する要請に応じた退職前の在職期間に含まれる一般職国家公務員についても、同様とする。

附則第七十七條第三項中「であつた者」を「から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附則第七十七條第五項中「であつた者」を「から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正)

第三十九條 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五條中「郵便事業株式会社、郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

(非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四十條 非訟事件手続法及び家事事件手続法の

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第百五十六條の見出しを「(郵政民営化法の一部改正)」に改め、同条中「郵政改革法(平成二十三年法律第 号)第五十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十三年法律第 号)第一條の規定による廃止前の」を削る。

第百五十七條を次のように改める。

第百五十七條 削除

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

第四十一條 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

附則第一條第五号を削る。

附則第十四條中「平成二十三年法律第 号」第三條を「平成十七年法律第九十八号」第二條に改め、「議決権に係る」を削る。

(保険業法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二條 保険業法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條を次のように改める。

(郵政民営化法の一部改正)

第十一條 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第百三十九條第二項中「第百六條第五項」を

「第百六条第八項」に改め、同条第八項中「第十四号」を「第十五号」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三条 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第十三号中「日本郵政株式会社法(平成二十四年法律第 号)」を「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第 号)」に改める。

附則第二十五条第二項中「定める日」の下に「を含む事業年度開始の日」を加え、同条第三項中「定める日」の下に「を含む事業年度開始の日」を加え、「同日を含む」を「当該」に改める。

附則第三十六条第二項中「定める日」の下に「を含む連結事業年度開始の日」を加え、同条第三項中「定める日」の下に「を含む連結事業年度開始の日」を加え、「同日を含む」を「当該」に改める。

(国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第四十四条 国有林野の有する公益的機能の維持

増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第百七十二条

(総務省設置法の一部改正)

第四十五条 総務省設置法の一部を次のように改正する。

第三条中「郵便事業」を「郵政事業」に改める。

第四条第七十九号中「郵便事業」を「郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。)」に改め、同条第七十九号の二及び第七十九号の三を削り、同条第七十九号の四を同条第七十九号の二とし、同条第七十九号の五を同条第七十九号の三とする。

第二十八条第一項中「第七十九号の五」を「第七十九号の三」に改める。

附則第二条第二項の表平成二十九年九月三十日の項を削り、同表に次のように加える。

郵政民営化法に規定する事務を行うこと。

郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第八条に規定する移行期間の末日

(罰則に関する経過措置)

第四十六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

理 由

郵政民営化について、内外の社会経済情勢の変化等に鑑み、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の再編成、郵政事業に係る基本的な役務の確保のための措置その他株式会社としての確に郵政事業の経営を行わせるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案(武正公二君外五名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、郵政民営化について、内外の社会経済情勢の変化等に鑑み、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の再編成、郵政事業に係る基本的な役務の確保のための措置その他株式会社としての確に郵政事業の経営を行わせるための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 「郵政民営化法」「日本郵政株式会社法」「郵便局株式会社法」及び「独立行政法人郵便貯

金・簡易生命保険管理機構法」に係る規定の整備等を行うこと。

(一) 郵政民営化の目的を、株式会社としての確に郵政事業の経営を行わせるための改革とすること。

(二) 経営形態を、現行の五社体制から四社体制に改め、郵便局株式会社の商号を「日本郵便株式会社」に変更し、同社を存続会社として郵便事業株式会社を吸収合併するものとする。

(三) ユニバーサルサービスについて、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に對し、郵便業務及び貯金・保険の基本的サービスを提供するものとする。

(四) 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社以下「金融二社」という。株式は、その全部を処分することを旨とし、両社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。

(五) 金融二社に対する新規業務規制は、引き続き内閣総理大臣(金融庁)及び総務大臣による認可制を基本とするものとする。ただし、両社の株式の二分の一以上を処分した後は届出制とし、他の金融機関との間の適正な競争関係への配慮、郵政民営化委員会への通知等を義務付けるものとする。

(六) 日本郵便株式会社に對する任意業務規制は、総務大臣への届出制とし、同業他社へ

の配慮義務、郵政民営化委員会への通知等を義務付けるものとする。

(七) 郵政民営化委員会による三年ごとの郵政民営化の進捗状況についての「総合的な見直し」を「総合的な「検証」に改める、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対して情報の公表義務に関する規定を設ける、社会・地域貢献基金に係る制度を廃止する等とすること。

2 「郵便事業株式会社法」及び「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」は、廃止するものとする。

3 「郵便窓口業務の委託等に関する法律」の題名を「簡易郵便局法」に改める等、二十九法律を改正するほか、所要の経過措置を設けるものとする。

4 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、日本郵政株式会社及び金融二社の株式処分の凍結解除等については、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

郵政民営化について、内外の社会経済情勢の変化等に鑑み、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の再編成、郵政事業に係る基本的な役割の確保のための措置その他株式会社としての確に郵政事業の経営を行わせるための措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十四年四月十一日

郵政改革に関する特別委員長 赤松 広隆
衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、郵便局ネットワークについて、利用者ニーズを踏まえ、地方公共団体からの委託等を通じ、地域住民の利便の増進に資する業務を幅広く行うための拠点として、より積極的に活用されるよう努めること。

二、郵政民営化法第七十条及び第七十三条の規定に基づき、他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと。

三、日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務並びに郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づき政府及び郵政民営化委員会による二重の

チェックが有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。

四、簡易郵便局が今後とも、過疎地、離島等におけるサービスの提供に重要な役割を果たし、ユニバーサルサービスの一翼を担っていくことに鑑み、簡易郵便局の置局状況を適切に把握するとともに、置局水準を現行法より後退させることのないよう、必要な措置を講ずること。

五、郵政民営化後の日本郵政グループの経営状況をしっかりと検証の上、本法の施行後、郵政民営化委員会の意見も踏まえ、グループ各社及びそれらの経営陣により、適切な経営努力が行われるよう努めること。

六、かんぽの宿及びメルパルクについては、本法の公布に伴い、郵政株式処分停止法が廃止されることから、その事業の継続、譲渡又は廃止が日本郵政株式会社の経営判断に委ねられることを踏まえ、会社の経営に及ぼす影響を勘案しつつ、適切に対処されるよう努めること。